

平成30年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【外郭団体に係る財務に関する事務の執行について】

(令和2年9月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 平成30年度の監査テーマ

「外郭団体に係る財務に関する事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和2年2月末時点）

1ページから7ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和2年2月末時点）

8ページから55ページのとおり

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
1		○	外郭団体の範囲の明確化について	行財政改革課	措置予定
2		○	外郭団体の態様に即した運営指導のあり方の検討について	行財政改革課	検討中
3		○	外郭団体要綱における人事案件の事前協議について	行財政改革課	検討中
4		○	外郭団体要綱における運営等の指導に関する事項について	行財政改革課	検討中
5		○	外郭団体における市OBに対する役員報酬の基準について	行財政改革課	検討中
6		○	指定管理者制度と外郭団体のあり方について	行財政改革課	措置中
7		○	外郭団体との委託契約について	行財政改革課	措置予定
8		○	外郭団体に対する補助金に係る指針の策定について	行財政改革課	検討中
9		○	外郭団体事務局の設置に係る市有財産の無償使用について	行財政改革課	検討中
10		○	中長期経営計画の策定について	行財政改革課	措置済み
11		○	市による外郭団体の総括的情報の公開について	行財政改革課	検討中
12		○	実態に即した収支状況の報告について	公園課 環境企画課	措置中
13		○	し尿収集運搬等業務委託に係る予算案の検討方法について	環境企画課	措置済み
14		○	契約金額の決定方法について	土木工営所 みどり景観課	措置済み
15		○	随意契約理由について	土木工営所 みどり景観課	措置中
16	○		物品の管理状況について	公園課	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
17	○		固定資産の除却漏れについて	公園課	措置済み
18	○		固定資産実査の実施状況について	公園課	措置済み
19	○		電話加入権の管理及び評価について	公園課	措置予定
20		○	リース取引の会計処理について	公園課	措置予定
21	○		一般廃棄物(し尿)に係る処理手数料の徴収に関する事務の預り金処理について	環境企画課	措置済み
22	○		収益事業の売上金処理について	公園課	措置済み
23	○		有料公園施設及び特定公園の管理業務における修繕費の負担について	公園課	措置済み
24	○		法人税等の申告における収益事業の範囲について	公園課	措置済み
25		○	役員賞与に係る事前確定届出書の提出について	公園課	措置予定
26		○	特定資産に係る取扱要領について	公園課	措置予定
27	○		賞与引当金の計算方法について	公園課	措置済み
28	○		会計区分間の経費配賦について	公園課	措置予定
29		○	再委託の承諾と会計処理について	公園課	不措置
30	○		再委託の際の随意契約について	公園課	措置予定
31	○		固定資産譲渡に関する決裁漏れについて	公園課	措置済み
32		○	決裁権限規程について	公園課	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
33		○	役員報酬規程について	公園課	措置予定
34		○	法人内の部署による給与水準の違いについて	公園課	措置中
35		○	し尿収集作業者と料金徴収者の兼任について	環境企画課	措置予定
36		○	会計区分ごとの契約について	公園課	措置予定
37		○	公園環境協会の方向性について	行財政改革課 公園課	検討中
38		○	し尿収集に関する処理手数料調定額と委託料について	環境企画課	措置済み
39		○	指定管理者の選定方法及び指定期間の検討について	子ども家庭課	検討中
40		○	指定管理者選定時の選定委員の構成について	行財政改革課	検討中
41		○	利用者の増加に関する評価の厳格化について	子ども家庭課	措置中
42		○	徴収委託事務の執行に関する確認不足について	子ども家庭課 障害施策推進課	措置中
43	○		金庫の管理状況について	子ども家庭課	措置済み
44		○	出納職員による小口現金の残高照合について	子ども家庭課	措置予定
45		○	社会福祉事業団所有物品の管理について	子ども家庭課	措置予定
46	○		レピラに設置された市物品等の現物管理方法の未整備について	子ども家庭課	措置中
47	○		事業報告書の記載誤りについて	子ども家庭課	措置済み
48		○	修繕積立金の積立額について	子ども家庭課	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
49	○		指定管理料の返還予定額の計上科目について	子ども家庭課	措置済み
50	○		賞与引当金の未計上について	子ども家庭課	措置予定
51	○		退職給付引当金の過大計上について	子ども家庭課	措置予定
52	○		納品確認の未実施について	子ども家庭課	措置済み
53	○		内部規則の管理方法について	子ども家庭課	措置予定
54		○	市と社会福祉事業団の協議の実施について	子ども家庭課	措置中
55		○	財務規律の確保に向けた市の運営指導のあり方について	子ども家庭課	措置予定
56		○	ドリーム21及び美術センターの収支予算・決算について	文化のまち推進課 青少年教育課	措置予定
57		○	ドリーム21及び文化財三施設の再委託の承諾手続きについて	青少年教育課 文化財課	措置済み
58	○		人権研修の記録の保存について	文化のまち推進課	措置済み
59		○	美術センターの指定管理者選定について	文化のまち推進課	措置済み
60	○		委託業務における業務実施計画及び報告について	文化のまち推進課	措置済み
61		○	委託業務における収支精算書の確認について	文化のまち推進課	措置済み
62	○		文化振興事業補助金の補助対象経費について	文化のまち推進課	措置済み
63	○		ドリーム21における事業計画書と事業報告書の齟齬について	青少年教育課	措置予定
64	○		ドリーム21におけるインターネット無料接続LANスポットの設置について	青少年教育課	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
65		○	ドリーム21の収支報告における管理経費の検証について	青少年教育課	措置予定
66	○		ドリーム21における打合せ記録について	青少年教育課	措置済み
67	○		ドリーム21における苦情・要望等の報告について	青少年教育課	措置済み
68		○	郷土博物館における設備等の法定点検について	文化財課	措置済み
69	○		鴻池新田会所の使用許可について	文化財課	措置済み
70		○	法人本部における小口現金制の導入について	文化のまち推進課	措置予定
71	○		美術センターにおける図録販売代金に係る預り金の管理について	文化のまち推進課	措置済み
72	○		鴻池新田会所の出納事務について	文化財課	措置済み
73	○		指定管理施設における物品管理について	文化のまち推進課	措置済み
74		○	鴻池新田会所における民具資料の管理について	文化財課	措置済み
75	○		決算科目の誤りについて	文化のまち推進課	措置済み
76	○		投資有価証券の会計処理について	文化のまち推進課	措置済み
77	○		平成29年度期首における退職給付引当金の残高について	文化のまち推進課	措置済み
78	○		賞与引当金の未計上について	文化のまち推進課	措置済み
79		○	税効果会計の適用について	文化のまち推進課	措置済み
80	○		非常勤役員に対する費用弁償について	文化のまち推進課	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
81	○		指定管理に係る受託管理料収入について	文化のまち推進課	措置済み
82	○		委託料の証憑について	文化のまち推進課	措置済み
83	○		会計処理規則に準拠しない契約について	青少年教育課	措置済み
84	○		再委託における暴力団排除条項について	文化のまち推進課	措置済み
85	○		ドリーム21の共同事業者との業務分担について	青少年教育課	措置済み
86	○		理事会の招集通知遅延について	文化のまち推進課	措置済み
87		○	美術センターの有効活用について	文化のまち推進課	措置済み
88		○	郷土博物館及び埋蔵文化財センターの今後のあり方について	文化財課	措置予定
89		○	文化振興協会の方向性について	文化のまち推進課	措置予定
90		○	再開発会社における中長期経営計画の策定及び市の運営指導について	市街地整備課	措置済み
91	○		委託業務及び指定管理業務の履行状況の確認について	市街地整備課	措置済み
92		○	市街地整備課における再開発会社所有物件の把握について	市街地整備課	措置済み
93	○		現金管理について	市街地整備課	措置済み
94	○		相見積りに関する規定の整備について	市街地整備課	措置予定
95		○	監査役による会計監査について	市街地整備課	措置済み
96		○	市OBの役員就任について	市街地整備課	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況一覧(令和2年2月末現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課 (※担当課は組織改正後の所属)	措置の状況 (令和2年2月末)
97		○	布施駅北口地下自転車駐車場の稼働向上に向けた検討について	市街地整備課	措置予定
98		○	経営健全化方針の着実な履行について	市街地整備課	措置中
99		○	補助金に係るガイドライン又は要綱の作成について	労働雇用政策室	措置予定
100		○	補助対象経費等に係る根拠資料及び協議時の議事録の整備について	労働雇用政策室	措置済み
101		○	補助金の履行確認に係る記録について	労働雇用政策室	措置予定
102		○	補助金の執行に係る現地調査の活用について	労働雇用政策室	措置予定
103	○		委託契約に係る履行確認の方法について	保育課	措置済み
104		○	シルバー人材センター運営補助事業に係る評価指標の設定について	労働雇用政策室	検討中
105		○	委託契約の履行確認に係る記録について	国際観光室	措置済み
106		○	再委託に係る履行確認について	国際観光室	措置済み
107	○		委託料の執行に係る承認手続きについて	国際観光室	措置済み
108		○	自立化に向けた組織体制の整備と市の支援方針について	国際観光室	措置済み
109		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた中期計画の策定について	国際観光室	措置予定
110		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた地域の関係者との連携について	国際観光室	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
1	28ページ		○	外郭団体の範囲の明確化について	<p>大阪市では出資割合や財政的関与に係る量的基準を示した上で、外郭団体の指定を行い、外郭団体の経営状況及び経営評価、外郭団体に対する関与の状況、役員報酬等の状況、外郭団体の役員職員の採用情報等を公表している。</p> <p>市においても、外郭団体に関する一定の客観性ある量的基準を外郭団体要綱等において明確化し、運営指導の対象を確定するとともに、必要な情報を公開する仕組みを構築することを検討されたい。</p>	行財政改革課	<p>本市においても、外郭団体として位置付けている団体については、資本金、出資金、出資比率等はHPIにおいて公開しているところですが、ご指摘いただいている意見を踏まえ、さらに市民に分かりやすい情報公開について実施してまいります。</p>	措置予定
2	29ページ		○	外郭団体の態様に即した運営指導のあり方の検討について	<p>今後は、外郭団体の自立性の向上に重点を置いた運営指導を行うこととすべきである。</p> <p>1)市の関与のあり方 両者の役割分担を明確化するとともに、外郭団体の自立性を尊重しつつ、事業の目的が効果的に達成できるよう、外郭団体に対する的確な指導・助言を行うことに努めるべきである。また、外郭団体に対する財政的援助及び人的支援は必要最小限のものとすべきである。</p> <p>2)外郭団体の経営のあり方 外郭団体は、市の財政的援助や人的派遣に依存することなく、自ら経営判断を行うことができる自立的な団体への変革を目指す必要がある。また、事業収入の確保に向けた方策を自らの判断で積極的に推進する必要がある。</p> <p>市の運営指導については、各外郭団体の実態に即した形で個別具体的に対応すべきである。</p> <p>今後は「東大阪市外郭団体検討会議」において、再開発会社以外の外郭団体についても検討の対象とし、各外郭団体の実態に即した運営指導のあり方を検討することとすべきである。</p> <p>行財政改革室の主導のもと、「東大阪市外郭団体検討会議」における議論を通じて着実に検討を進めることを求めるものである。</p>	行財政改革課	<p>外郭団体を取り巻く環境は、指定管理者制度の導入をはじめ、公共サービスの担い手について、民間活力を活用できる範囲が拡大していることから、大きく変化しているところです。</p> <p>平成20年度に策定した外郭団体統廃合等方針において、外郭団体の必要性、存在意義を再確認し、現在の団体が存続しているところですが、今後は、ご指摘いただいているように、それぞれの外郭団体の個別の実態に即した、長期的な視点に立った市としての運営指導等の関与のあり方を、各外郭団体および関係所属と協議・調整のうえ、また東大阪市外郭団体検討会議のなかで市の方針を検討してまいります。</p>	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
3	31ページ		○	外郭団定要綱における人事案件の事前協議について	<p>外郭団定要綱第5条において、所管部長は外郭団体が定められた事項を行うとする場合は、事前協議を求めるとされている。</p> <p>平成29年度中に外郭団体から行われた事前協議の内容を確認したところ、人事案件がほとんどであった。自立性の向上に重点を置いた運営指導を行うとするのであれば、人事案件については、外郭団体自らの判断に委ねられるべき事項である。</p> <p>したがって、外郭団体が自立的に法人を運営し、経営状態に特段の課題が見受けられないと評価できる段階に達した時点で、市としても人事案件の事前協議のあり方について見直すべきである。</p>	行財政改革課	<p>外郭団体の人事事項については、団体自らの判断を尊重すべきであると考えておりますが、一方で、市からの委託料や補助金などへの依存度が高い現状においては、一定の市の関与が必要であると考えております。しかしながら、ご指摘の点を踏まえ、各外郭団体の個別の状況を踏まえ、各外郭団体及び関係所属と協議・調整のうえ、また、東大阪市外郭団体検討会議のなかで、市の方針を検討してまいります。</p>	検討中
4	32ページ		○	外郭団定要綱における運営等の指導に関する事項について	<p>外郭団定要綱第6条に規定された事項について、毎年度、各事項の状況と指導・対処内容を経営企画部長へ報告するものとされているが、外郭団定要綱第6条には、市が主体となって取り組むべき事項と外郭団体が主体となって取り組むべき事項が区分されずに列記されている。</p> <p>市が主体となって取り組むべき事項については、一定の様式を定めて文書化しておくことにより、事後的にも、運営指導の実施状況の検証が可能となる。</p> <p>一方、外郭団体が主体となって取り組むべき事項については、いわば、市から外郭団体への助言事項であり、最終的には、外郭団体が自ら意思決定すべき事項であることを明確にしておく必要がある。</p> <p>このように、取組みの主体ごとに異なる対応が必要となることから、外郭団定要綱の規定を見直し、取組みの主体ごとに項目を再整理する必要がある。</p>	行財政改革課	<p>東大阪市外郭団体運営指導要綱については、市として外郭団体の運営に対する指導・調整すべき事項を規定したものであり、外郭団体が主体となるべき事項につきましても、市としての助言や点検については必要なものであると考えています。ただ、平成18年に本要綱が施行されて以降、大幅な見直しについては行っていないことから、要綱全体の再整理について、これまで指摘いただいた内容や社会情勢の変化に合わせ、また、市と外郭団体の関係性にも直結するものであることから、その時期も含めて検討してまいります。</p>	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
5	33 ページ		○	外郭団体における市OBに対する役員報酬の基準について	<p>市OBが外郭団体の役員に就任した場合の役員報酬の基準については、退職職員役職員就任基準の第4条に規定されている。</p> <p>一方、監査の対象とした6つの外郭団体における役員報酬の額をみると、役員報酬の額は退職職員役職員就任基準の限度額と概ね一致している。</p> <p>市においては、退職職員役職員就任基準の規定は市OBに対する役員報酬が一定の金額となるよう誘導する趣旨ではないことを外郭団体に周知する必要がある。</p> <p>また、今後、外郭団体への人的支援が縮小し、市OBの外郭団体役員への就任が減少していくようであれば、報酬限度額の基準の必要性についても検討すべきである。</p>	行財政改革課	<p>東大阪市退職職員の公益法人等の役職員への就任基準は、各団体の事情に応じて役員報酬を定めたものではなく、市OB職員が外郭団体役員へ就任する際の一定の基準を定めたものであり、その基準に則って、各団体が役員報酬を定めているものと考えております。しかしながら、市としても、人的関与も含め、市の関与を最小限にすべきであると考えていることから、基準そのものの必要性については適宜検証してまいります。</p>	検討中
6	35 ページ		○	指定管理者制度と外郭団体のあり方について	<p>今後、市は以下の点に留意して、指定管理者制度を運用する必要がある。</p> <p>1)公募施設の指定管理者募集のあり方について 一定の金額の中でより質の高いサービスを実施可能な事業者を選択するという観点から、選定を行うことを重視すべきである。</p> <p>2)外郭団体が雇用する職員の処遇について 募集にあたり、現指定管理者の職員を継続雇用する場合には加点するなどの取扱いも考えられる。</p> <p>3)非公募施設について 指定管理条例において、例外的に指定管理予定候補者の募集を非公募により行うことができる場合が記載されているが、「指定管理者制度にかかる運用要領」に基づき、定期的に見直しを行う必要がある。</p> <p>加えて、市民に対する説明責任を果たす意味からも、情報提供の枠組みの中で、市民へ情報公開することも検討すべきである。</p>	行財政改革課	<p>今後の指定管理者制度の運用にあたり、ご指摘いただいている点について、</p> <p>1)指定管理者制度については、市民サービスの向上とコストの節減を目的に導入された制度で、その趣旨に則った選定が可能となるような評価方法を、常に検証していく必要があると考えています。そのため、ご指摘頂いた点も含め、より良い指定管理者の選定が可能となるような募集方法を検討してまいります。</p> <p>2)指定管理者の変更があった場合において、施設で就労されている方への配慮は、市としても可能な限り対応すべきであると考えており、ご指摘頂いた内容についてはすでに評価の際の視点に含め、募集要項に反映しております。</p> <p>3)非公募施設の選定や管理状況などの情報については、指定管理者選定時および指定管理者に対する管理運営状況評価の中で、HPIに公開しておりますが、ご指摘頂いているような市民に分かりやすい形による情報公開の手法について検討してまいります。</p>	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
7	38 ～ 39		○	外郭団体との委託契約について	<p>外郭団体が非公募により公の施設の指定管理者に指定されている場合には、指定管理業務と一体的に実施することにより委託業務を効率的に遂行することができるという説明が可能であったが、指定管理者が公募により選定されるようになると、そのような説明は根拠に乏しいものになってしまう。</p> <p>外郭団体との随意契約については、原則として、競争入札への移行を検討する必要がある。</p> <p>また、例外的に、随意契約を継続する場合には、非公募による指定管理者の選定と同様に、【意見11】で述べる情報提供の枠組みの中で、市民へ情報公開することも検討すべきである</p>	行財政改革課	<p>外郭団体との随意契約の必要性については、個々の契約によって、その理由は異なるものと考えておりますが、ご指摘頂いている点を踏まえ、随時、検証していく必要があると考えております。</p>	措置予定
8	39 ～ 40		○	外郭団体に対する補助金に係る指針の策定について	<p>平成29年度において監査対象とした外郭団体に対して市が支出した補助金の状況は2件であった。</p> <p>他都市では、団体の運営費に対する補助金については、原則として交付しない取扱いとしている事例もあるが、外郭団体が市の施策の推進にあたって重要な役割を果たしていると評価しうる存在であるとすれば、市が団体の運営費を補助することの合理性が否定されるものではない。</p> <p>「団体に対する補助制度運用基準」の適用対象として外郭団体は想定していないとのことであり、現状では、市には、外郭団体に対する運営費補助金の交付についての考え方を整理した基準等は存在していない。</p> <p>しかし、市が外郭団体の運営費を補助するのであれば、補助金の範囲や金額についての基本となる考え方や補助金支出の効果測定の手法など、一定の指針を策定することが必要である。</p> <p>したがって、「団体に対する補助制度運用基準」の内容も勘案して、外郭団体に対する補助制度についても一定の指針を策定することが求められる。</p>	行財政改革課	<p>ご指摘頂いている内容を踏まえ、外郭団体への市の関与のあり方を整理するなかで、指針等の策定について検討してまいります。</p>	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
9	40 ページ		○	外郭団体事務局の設置に係る市有財産の無償使用について	<p>市では、外郭団体のうち6法人が事務局を設置するため、行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けを7件行っているが、いずれについても使用料若しくは貸付料を減免している。</p> <p>しかし、減免しなかったとした場合に徴収すべき使用料若しくは貸付料の額は把握されていなかった。</p> <p>市有財産の無償による使用は運営費補助の一形態とみなすことができることから、徴収すべき使用料若しくは貸付料の金額を把握した上で、「外郭団体に対する補助金に係る指針の策定について【意見8】」で述べた補助金の支出に準じて効果測定の対象とする必要がある。</p>	行財政改革課	ご指摘いただいている内容を踏まえ、外郭団体への市の関与のあり方を整理するなかで、指針等の策定について検討してまいります。	検討中
10	40 ページ		○	中長期経営計画の策定について	<p>外郭団体は、市に比べて簡素な組織体制であり、多様な行政サービスの需要にも自らの判断で臨機応変に対応できるメリットがあると考えられる。</p> <p>しかし、外郭団体は、主体的に自らの将来計画を検討する必要はなく、市の意向に沿った運営を行っていただければよいとの考え方から脱却しなければ、このようなメリットは十分に活かされないであろう。</p> <p>現在、中長期経営計画を策定している外郭団体は存在していないが、「第4 監査の結果及び意見(各論)」における「外郭団体の方向性に関する事項」に記載した意見を踏まえ、各外郭団体が主体的に中長期経営計画を策定する必要がある。また、外郭団体要綱にもあるとおり、市はこのような外郭団体の取組みに対し適切な指導を行う必要がある。</p>	行財政改革課	ご指摘頂いている外郭団体の中長期計画の策定については、特に国から策定を求められていた東大阪再開発株式会社においては令和元年12月に策定し、経営改善に向け本計画を実行しているところです。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
11	42ページ		○	市による外郭団体の総括的情報の公開について	<p>各外郭団体の事業や財務の状況については、一義的には、各団体が自主的に情報公開すべきである。各外郭団体のホームページにおいて、外郭団体によっては事業計画や予算書等の情報公開を行っている。</p> <p>しかし、市の外郭団体の事業や財務の状況については、市民の関心も高いことから、市としてもその状況をわかりやすい形で一覧的に情報提供することを検討すべきである。</p> <p>例えば、豊中市においては、平成22年11月に策定した「豊中市出資法人等見直し指針」において、外郭団体の経営状況等を毎年度評価し、さらに外郭団体と市との関係に関する情報とあわせて「出資法人等評価・カルテシート」として公表していくこととしている。</p> <p>市においても、このような例も参考にして、市民が外郭団体の実態を容易に把握できるよう、更なる透明性の向上に向けた方策を検討する必要がある。</p>	行財政改革課	本市においても、外郭団体として位置付けている団体については、資本金出資比率等はHPにおいて公開しているところですが、ご指摘頂いている意見を踏まえ、さらに市民に分かりやすい情報公開について実施してまいります。	検討中
12	54ページ		○	実態に即した収支状況の報告について	<p>有料公園施設及び特定公園の管理業務、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務に係る平成29年度の収支決算の状況において、平成29年度決算の収支差額がゼロになっている。これは、公園環境協会が市への報告を行う際、長年の慣行で、業務の実施に係る経費の適切性を説明し易くするため、収支差額がゼロとなるよう調整しているためと考えられる。</p> <p>一方、事業報告を受ける公園管理課及び環境企画課としては、このような報告では公園環境協会の収支実態が把握できず、的確な指導は難しく、指定管理料が適切な金額であったかという点も判断することができないと考えられる。</p> <p>公園管理課及び環境企画課は公園環境協会に対し、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務に係る実態に即した収支状況を報告するよう指導する必要がある。</p>	公園課 環境企画課	<p>【公園課】 令和元年度決算において実態に即した収支報告をする予定です。(措置中)</p> <p>【環境企画課】 公園環境協会に対して、し尿収集運搬業務について、実態に即した収支状況を報告するように指導を行いました。(措置中)</p>	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
13	55 ページ		○	し尿収集運搬等業務委託に係る予算案の検討方法について	<p>公園環境協会が作成する予算見積明細書は本年度見積額と前年度予算額を比較する様式で、前年度予算額と比較し増減の大きい科目には積算基礎が記載されており、環境企画課では、その内容を詳細に検討している。</p> <p>しかし、過去の予算額と実績額を比較して乖離が大きい科目について、予算額が適切に積算されているかについての検討は行われていなかった。</p> <p>過去の予算額と実績額を合計額で比較すると乖離は大きくないものの、科目別に比較すると乖離が大きい科目が見受けられ、比較対象としている予算額そのものが適切な積算となっていない可能性がある。</p> <p>予算案の決定においては、本年度見積額と前年度予算額との比較のみならず、過去の予算額と実績額の状況についても考慮の上、本年度見積額の妥当性について検討する必要がある。</p>	環境 企画課	令和2年度の予算案の決定に際しては、次年度の事業予定に即した細目までのヒアリングを実施して査定を行い、予算を決定しました。	措置済み
14	56 ページ		○	契約金額の決定方法について	<p>東大阪市内街路樹維持管理業務委託及び記念樹配布業務委託は、市が公園環境協会と随意契約している業務である。</p> <p>契約金額が妥当であることを説明するためには、一つには競争入札を実施することである。また、次善の方法として他の複数の事業者からも参考見積りを徴取することである。</p> <p>しかし、複数の参考見積りを徴取することは断念せざるを得ない場合もあることから、当年度の事業の実施状況から事業者がどれくらいの人員と経費を投入したかの情報を入手し、事後的ではあるが、契約金額の妥当性を確認し、次年度以降の契約金額に反映させるようにする必要がある。</p>	土木 工営所 みどり 景観課	<p>【土木工営所】 令和元年度より複数の業者より見積りを徴取し、価格を決定しています。(措置済み)</p> <p>【みどり景観課】 記念樹配布業務委託については、平成30年度より、複数の事業者から参考見積りを徴取し、競争入札を実施しております。(措置済み)</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
15	57 頁	○		随意契約理由について	<p>東大阪市内街路樹維持管理業務委託に関しては、公園環境協会以外の市内で街路樹剪定を行うことができる事業者の入札参加が見込まれるか検討していく必要がある。</p> <p>また、記念樹配布業務委託については、少なくとも平成29年度時点では「公園環境協会に引き継ぐ」予定であったが、平成30年度においては公園環境協会以外の団体が受託しており、引き継がれてはいない。</p> <p>この2件の業務委託に係る平成30年度の事業者選定については、「ウ」契約金額の決定方法について【意見14】に記載したような顛末となっているが、他の業務委託においても随意契約とする場合にはその理由の合理性を検討した上で、入札等の採用可否を検討することが望まれる。</p>	土木 工営所 みどり 景観課	<p>【土木工営所】 令和元年度において、一定の基準を満たす府内業者に対してアンケート調査を実施した結果、現在の契約金額が最も安価であるとの結論を得ました。しかし、その他の回答内容も踏まえ関係各所と協議を重ねたところ、契約方法見直しの是非については今少し情報収集が不可欠との判断に至りました。そのため、令和2年度においても随意契約とさせて頂き、継続して調査・協議を重ねて参ります。(検討中)</p> <p>【みどり景観課】 記念樹配布業務委託については、平成30年度より、複数の事業者から参考見積を徴取し、競争入札を実施しております。また、その他の業務委託についても、令和元年度より、少額随契が可能であるものを除き、複数の業者から参考見積を徴取し、競争入札を実施しております。(措置済み)</p>	措置中
16	58 頁	○		物品の管理状況について	<p>公園環境協会は、事務用器具備品、消耗品等で耐用年数1年未満又は取得価額が20万円未満の資産を物品としており、会計処理規程において、物品受払台帳の作成や現物棚卸について規定されている。</p> <p>しかし、実際には、物品受払台帳は未作成であり、現物棚卸も未実施である。また、処分時の出納責任者の承認も受けていないことから、第28条第2項、第30条、第31条及び第32条の規定について準拠できていない。</p> <p>物品管理について会計処理規程に準拠して実施する必要がある。</p>	公園課	物品受払台帳を順次作成しており、処分時の指摘については、指摘に即した決裁を実施したところです。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
17	58ページ	○		固定資産の除却漏れについて	平成29年度末の固定資産台帳に計上されている車両14台の内、2台は過年度において廃車済みの車両であった。 本来であれば、廃車された平成26年度及び平成27年度において会計上も除却処理を実施する必要があったが、その処理が漏れていた。 除売却時の事務フローの見直し、会計処理規程に基づいた運用、資産管理の徹底が求められる。	公園課	平成30年度決算時において除却処理を実施しております。 また、事務フローについても見直しを実施しました。 今後も会計処理に基づいた運用を行うとともに、資産管理を徹底してまいります。	措置済み
18	59ページ	○		固定資産実査の実施状況について	平成29年度以前の固定資産実査の記録は保管されておらず、また、実施しているかどうか不明の状況であった。 「イ)固定資産の除却漏れについて【監査の結果2】」で述べた除却漏れもあったことから固定資産実査が適切に実施されていない可能性が高い。また、現物確認にあたって、固定資産か物品か判別し難い物が散見された。 固定資産実査について会計処理規程に準拠して実施する必要がある。また、管理シールの添付等、資産管理の一層の徹底が求められる。	公園課	ご指摘を踏まえ、令和2年3月に固定資産台帳に記載されている車両等に固定資産の管理シール貼付け等を実施し、資産管理を徹底しております。	措置済み
19	60ページ	○		電話加入権の管理及び評価について	電話加入権の明細書は直近で平成3年度末のものしか残っておらず、以降の明細書は確認できない状況であった。 平成3年度末の明細書上の回線について、一部の電話番号は変更されており、現在使用されている電話番号の明細書がない状況であった。また、減損会計適用の検討も実施されていない。 最新の電話加入権の明細書を作成の上、減損会計適用の検討が望まれる。	公園課	電話加入権の明細を作成し、31年度決算において減損会計を適用する予定です。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
20	61 ページ		○	リース取引の会計処理について	<p>公園環境協会では、保有している車両の一部についてリース取引を行っており、会計上は賃貸借処理を行っている。</p> <p>リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従い賃貸借取引として処理されることも多いが、経済的実態が当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものもあり、リース取引の判定によって会計処理の方法が異なってくる。</p> <p>公園環境協会では、現状、リース取引に関する会計処理の検討が実施されないまま賃貸借処理を行っている。</p> <p>会計基準に基づいた判定を行い、適切な会計処理を検討する必要がある。</p>	公園課	2022年中にリース契約が終了するため、今後、リース契約が発生した場合には、適切に実施いたします。	措置予定
21	61 ページ		○	一般廃棄物(し尿)に係る処理手数料の徴収に関する事務の預り金処理について	<p>公園環境協会は、市からの委託により一般廃棄物(し尿)に係る処理手数料の徴収に関する事務を行っている。徴収した処理手数料は公園環境協会が一旦預かり、翌月20日に市の指定する口座に払い込むこととなる。</p> <p>当該徴収事務に係る委託契約書では、帳簿の整理が記載されている。</p> <p>しかし、公園環境協会は、し尿収集に係る処理手数料を徴収した際に預り金計上は行っておらず、徴収した預り金を帳簿外で管理していることから、当該委託契約書に準拠できていない。</p> <p>適切な資金管理の観点からも委託契約書に準拠して処理する必要がある。</p>	環境企画課	ご指摘を踏まえ、令和2年4月から委託契約書に準拠した帳簿に整理するよう指示しました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
22	62ページ	○		収益事業の売上金処理について	<p>公園環境協会は、収益事業として水走ルーフテニスコートの管理運営を実施している。テニスコートの使用料は、基本的に利用者からその都度、現金で受領し、週2回、テニスコート用の銀行口座に入金している。そして、当該口座に入金された1ヶ月分の使用料を翌月初めにまとめて公園環境協会の銀行口座に資金移動している。しかし、テニスコート用の銀行口座については、公園環境協会の帳簿外で管理されているため、その残高については、貸借対照表上、現金預金ではなく、未収入金として計上されることになる。</p> <p>この結果、平成29年度末現在の貸借対照表に計上されている未収入金には、当該テニスコートの3月分使用料1,141,800円が含まれている。</p> <p>テニスコート用の銀行口座については帳簿外とせず、公園環境協会の預金として管理する必要がある。同様に、既に受領済みの3月分使用料については、未収入金ではなく現金又は預金として処理する必要がある。</p>	公園課	令和元年度より指摘に基づき実施しております。	措置済み
23	62ページ	○		有料公園施設及び特定公園の管理業務における修繕費の負担について	<p>「東大阪市有料公園施設及び特定公園の管理に関する協定書」においては、1件あたり30万円を超える設備故障等については市の責任において修繕を実施しなければならない、と記載されている。</p> <p>しかし、平成29年10月25日に発生した中部緑地庭球場における人工芝補修に要した費用は331,630円であったにもかかわらず公園環境協会が負担している。</p> <p>市及び公園環境協会は設備に係る修繕の必要性について連絡を密にし、協定書どおりの事務を行う必要がある。</p>	公園課	<p>修繕の必要性が生じて業者に修繕依頼を行ってから、修繕するまでの間に修繕箇所が追加されたことで上限を超えました。</p> <p>平成30年度より、指定管理者の発意による場合は、1件につき30万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上のものについても、自己の費用と責任において実施することができるようにリスク分担表を変更しました。</p> <p>その際、連絡を密にするため、打合せ簿に双方の担当者が押印しております。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
24	63ページ	○		法人税等の申告における収益事業の範囲について	<p>公園環境協会の公益目的事業は法人税法上の収益事業(請負業)に該当するが、法人税等の課税対象にはならず、収益事業(水走ルーフトennisコートの管理運営)のみが課税対象となることになる。</p> <p>しかし、現状、確定申告書は公益目的事業と収益事業を合算した法人全体の金額で作成され、課税対象の把握に誤りがあるため、是正の必要がある。</p> <p>なお、公園環境協会では、監査人の指摘を受け、顧問税理士を通じて税務署と調整を行い、修正申告を行うこととしている。</p>	公園課	平成30年度中に顧問税理士により税務署と調整し、修正申告をいたしております。	措置済み
25	63ページ	○		役員賞与に係る事前確定届出書の提出について	<p>賞与は役員及び従業員ともに夏季と冬季の2回支給されているが、平成29年度の夏季及び冬季において理事長及び常務理事の2名に支給された賞与の合計額は1,170,460円であった。</p> <p>法人税法においては、単に役員賞与として支給した場合には損金にならないが、「事前確定届出給与に関する届出」を所轄税務署に提出することで役員賞与を損金として処理できると規定されている。公園環境協会は、平成29年度の法人税申告書においてはこの届出を提出していないため、上記の金額を所得に対して加算処理し、その分課税所得が大きくなっている。</p> <p>役員報酬を収益事業(水走ルーフトennisコートの管理運営)に係る費用とするのであれば、今後は、定められた届出期限に留意して、事前に届出を提出するようにされたい。</p>	公園課	顧問税理士と調整しており、令和2年度期中において処理を行う予定であります。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
26	64ページ		○	特定資産に係る取扱要領について	<p>公園環境協会には、特定資産として、退職給付引当資産と減価償却積立資産があり、平成29年度末における残高はそれぞれ106,663千円と5,600千円である。平成29年度新規積立額は、退職給付引当資産については6,484千円であり、減価償却積立資産についてはゼロである。</p> <p>特定資産については、特定の目的の存在が計上の前提であり、漠然と将来の支出に備えるために積み立てることは適切とはいえない。</p> <p>そこで、特定資産に関してはその運用・取崩など管理の方法を定めた取扱要領を作成することが望まれるが、公園環境協会では現状作成されていない。今後、特定資産についてはその管理を徹底する上で取扱要領の作成を検討する必要がある。</p>	公園課	顧問税理士と検討しており、令和2年度期中において処理を行う予定であります。	措置予定
27	65ページ		○	賞与引当金の計算方法について	<p>公園環境協会では、平成29年度の決算から賞与引当金を計上しており、平成29年度の残高は7,701千円であった。しかし、この計上額には社会保険料の法人負担分が含まれていないため、本来必要な繰入額より過小になっている。今後はこの点について留意して計算する必要がある。なお、平成29年度において、社会保険料を含めた場合の監査人の試算を行ったところ、平成29年度の賞与引当金の残高は概ね100万円過小になっている。</p>	公園課	平成30年度より決算時において実施しております。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
28	65ページ	○		会計区分間の経費配賦について	<p>公園環境協会の財務諸表において、ほとんどの経費が発生月によってその経理上の帰属会計区分が決定されていることが見受けられる。</p> <p>本来ならば、発生した経費について、予め定められた配賦基準に基づいて配賦計算し、これを集計して会計処理しなければならない。その結果として、予算と乖離が発生したならば、その原因を分析して経営に活かさなければならない。</p> <p>なお、本意見を受けて配賦基準を変更した場合、勘定科目によっては大阪府公益認定等委員会に提出した収支予算書の金額と不自然な乖離が発生する可能性がある。その場合、公園環境協会は、当該乖離の原因は経費の配賦基準の問題であり、会計処理上適切な方法に変更した旨を大阪府公益認定等委員会に説明する必要がある。</p>	公園課	令和元年度より人数割合による配賦基準に基づいた科目も作成しており、令和元年度決算及び令和2年度予算及び決算において、予算との乖離がないように会計処理を行っていきたいと考えております。	措置予定
29	68ページ	○		再委託の承諾と会計処理について	<p>市が公園環境協会に対し再委託を承諾した業務として、「顧問業務」(行政書士)、「顧問・給与計算業務」(社会保険労務士)、「会計システム保守、書類作成支援業務」(会計コンサル)等が含まれている。そして、これらに要した経費については、発生月によって帰属会計区分が決定され、支出額の一部が有料公園施設及び特定公園の管理業務に帰属している。</p> <p>しかし、これらは上記の「有料公園施設等の管理業務の全部又は一部」には直接的に該当する項目ではないと考えられ、実際、公園環境協会が市に提出している事業計画の中の「第三者委託(再委託)の内容」にもこれらの業務に関する記載はない。</p> <p>再委託の承諾の対象となる「有料公園施設等の管理業務の全部又は一部」を適切に定義し、適切な収支状況の把握と事業報告を行うようにしなければならない。</p>	公園課	平成29年度末をもって公園環境協会との有料公園施設及び特定公園の管理業務の指定管理期間を終了しており、本指摘に対する措置は事実上不可能です。	不措置

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
30	69 ページ	○		再委託の際の随意契約について	<p>公園維持管理業務及び東大阪市内街路樹維持管理業務においては再委託を行う場合があるが、おおよそ決まった事業者に随意契約にて業務を委託している。公園環境協会の会計処理規程によれば、このような随意契約の場合でも見積書を複数の事業者から徴取しなければならないが、現在のところ、公園環境協会では徴取していない。</p> <p>本業務の内容から判断して、会計処理規程に従い、原則として2人以上の見積書を徴さなければならない。</p> <p>その際、業務量を面積や採集した枝の量などによって決めることができる場合には単価契約にするなどしておくことが事務量を減らすと考えられる。</p> <p>一方、この再委託については、1回の契約金額が概ね5万円から50万円が平均的な金額であり、ほぼ毎月数件から10数件の頻度で実施されるものであるため、一定の条件の場合に限り、複数の見積書を徴取しなくてもいいような規定を会計処理規程に加えておき、事務の簡素化を図る方法も考えられる。</p>	公園課	顧問税理士と調整しており、令和2年度期中において処理を行う予定であります。	措置予定
31	70 ページ	○		固定資産譲渡に関する決裁漏れについて	<p>公園環境協会では、平成29年度中において、車両運搬具の譲渡を行っているが、公園環境協会の会計処理規程によると、固定資産の取得、譲渡等は原則理事会の議決によるものとし、500万円未満の場合に限り理事長決裁が認められるという趣旨が記載されている。</p> <p>譲渡された車両運搬具の金額は500万円未満であったため、会計処理規程上、理事長決裁で足りることとなるが、譲渡に関する起案書上は、事務局長までの押印のみであり、理事長の押印等決裁に関する証跡はなかった。</p> <p>会計処理規程に準拠した適切な決裁権限者による承認が求められる。</p>	公園課	指摘に則した決裁に変更しております。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
32	71 ～		○	<p>監査の結果又は意見の概要</p> <p>○ 決裁権限規程について</p>	<p>庶務規程には専決事項に係る定めがあり、それぞれの内容・金額等によって決裁権限者が規定されている。</p> <p>一方、会計処理規程にも固定資産の取得、譲渡等に関する決裁に係る規定がある。</p> <p>このように、決裁権限についての規定が庶務規程と会計処理規程とに置かれており、どのような場合にどのような役職者の決裁が必要かを一見できず、規程が適切に運用されていない状況にある。</p> <p>規程の見直しや決裁権限一覧作成、起案書様式作成等により、規程が適切に運用されるよう検討することが望まれる。</p>	公園課	顧問税理士と調整しており、令和2年度期中において処理を行う予定であります。	措置予定
33	72 ～		○	<p>監査の結果又は意見の概要</p> <p>○ 役員報酬規程について</p>	<p>公園環境協会の役員報酬については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」で定められており、役員報酬規程は、役員に支給する報酬及び賞与の金額又は算出方法を明示しているが、市OBの役員については、退職職員役職員就任基準が適用されている。</p> <p>これまで実際に報酬が支給される役員には市OBが就任しており、退職職員役職員就任基準が適用されている。つまり、実質的には役員報酬規程は空文であり、法人自治のルールを形骸化させてまで市の外郭団体としての性格が優先されるということにならないと考えられる。</p> <p>このことから、平成27年度の退職職員役職員就任基準の改正の際、一度評議員会において役員報酬の規定がどうなっているか議論の俎上に載せるべきであったと考える。</p> <p>また、公園環境協会において退職職員役職員就任基準に基づく報酬額が適切な水準と判断するのであれば、役員報酬規程の規定に退職職員役職員就任基準に基づく金額又は算定方法を盛り込み、退職職員役職員就任基準が改正される都度、評議員会の承認を得るようにすることが適切である。</p>	公園課	公園環境協会では、役員及び評議員の報酬等については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を策定しております。ただし、東大阪市退職者については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」別表(2)において「東大阪市退職職員については、「東大阪市退職職員の公益法人等の役職員への就任基準」に準じて支給する。」と規定されていることから規定に基づいて実施しております。令和2年度中の評議員会において、金額又は算定方法を盛り込み承認を得るものと考えております。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
34	73 ページ	○		法人内の部署による給与水準の違いについて	現在の公園環境協会では、公園協会を前身とする「みどり事業課」と環境保全公社を前身とする「環境事業課」でそれぞれ異なる給与テーブルが使われているが、基本給以外の手当で、扶養手当、住居手当など職員の私的な生活を支援する目的で支給するものについては、本質的に不公平な制度が法人内にあることは、職員のモチベーションにマイナスの影響を与え組織運営上の障害となりかねない問題である。 公園環境協会では、平成30年度に賞与支給額の計算根拠となる支給月数を「みどり事業課」と「環境事業課」で同一の月数としたが、諸手当などについては、未だ支給方針が異なったままである。手当を支給するかどうかといった点は、公平な人事制度を構築するために検討されたい。	公園課	令和元年度中に、実施できるものとして、扶養手当について同一の基準で支給するよう変更しました。	措置中
35	74 ページ	○		し尿収集作業者と料金徴収者の兼任について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において、一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすることとされている。 定期収集における料金徴収は、口座振替であり、収集作業者と料金徴収担当者は明確に区別されているが、臨時収集の約4割強の件数については、臨時単発的な申込みに応じるため、料金徴収担当者1人を含め2人又は3人一組の体制で収集に赴き、収集作業開始前に料金徴収担当者が現金にて料金の徴収を行っているとのことであり、同一の行程で現場に赴くことは、当該法令に準拠していることになるのか、疑義がある。 また、現金の盗難、紛失等のリスクを軽減するためにも、臨時収集の料金徴収方法について、可能な限り収集の現場で現金を扱う機会を少なくすることが望ましい。	環境企画課	臨時収集の料金徴収方法について、現場で現金を扱う機会を少なくするために、原則前金払いとし、入金を確認した段階で収集に向かっております。しかしながら、突発的な申し込みの場合は、人員体制などの問題から明確に収集作業者と区別された料金徴収担当者が便宜的に同一行程で現場に赴き、収集作業前に徴収することがありました。令和元年度では、すでに予算要求時期を過ぎていたこともあり、人員の確保が難しい面もありましたが、令和2年度については、料金徴収の担当者を1名増員する予定です。	措置予定
36	75 ページ	○		会計区分ごとの契約について	公園環境協会は、平成24年に公園協会と環境保全公社が統合して発足した団体である。そのことは現在法人が実施している業務の区分にも残っており、それがそのまま会計区分となっているが、一部、同種の費用にもかかわらず会計区分ごとの契約になっているものがあつた。 例えば、インターネット利用料やファックス使用料がそうである。 契約相手先が異なるのは、統合前の2団体における契約を継続しているためであるが、単一の法人となったからには法人単位で契約した方が経済的であるので、契約の一本化について検討されたい。	公園課	現在、公園環境協会内で課題などの整理を行い、契約先について調整をしております。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
37	76 ～		○	公園環境協会の方向性について	<p>今後の公園環境協会において、人件費が公園環境協会の財政に大きな負の影響を与えることが考えられる。</p> <p>今後、公園環境協会には、自分たちが事業を行っていく分野を選択し、自分たちが持たなければならない中核的技術や資格を意識し、業務管理や売上管理を行えるようになることが求められる。</p> <p>市には、可能な限り公園環境協会の自主性に任せた運営を促すことが求められる。具体的には、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務以外の業務の積極的受注、業容の拡大、職員の採用及び報酬の決定などについて、公園環境協会が最適と思われるものを選択できるよう支援することを検討されたい。</p> <p>なお、外郭団体に関連する市の関与のあり方については、所管課のみならず、行財政改革室の主導による市全体としての議論が求められるところである。</p>	<p>行財政改革課</p> <p>公園課</p>	<p>【行財政改革課】</p> <p>公園環境協会の現在の収益事業は、水走ルーフテナス場の運営のみで、これ以外の収益事業の積極的な展開が見込めていない中で、自らが最適であると判断できる状況ではなく、引き続き市の公園緑化行政を担っていただけるよう努力すべきであると考えています。</p> <p>公園環境協会は、まず、市から受注している業務に影響をきたさない範囲で、ビジョン・戦略の方向性、その実施に向けた基本計画を立て、安価で効率的に業務を遂行することができる体制を維持しながら、自らが実施する収益事業を、公益目的に活用できる公益目的法人ならではの自主的・自立的な経営改革をめざしてもらいたいと考えています。(検討中)</p> <p>【公園課】</p> <p>公園環境協会の現在の収益事業は、水走ルーフテナス場の運営のみで、これ以外の収益事業の積極的な展開が見込めていない中で、自らが最適であると判断できる状況ではなく、引き続き市の公園緑化行政を担っていただけるよう努力すべきであると考えています。</p> <p>公園環境協会は、まず、市から受注している業務に影響をきたさない範囲で、ビジョン・戦略の方向性、その実施に向けた基本計画を立て、安価で効率的に業務を遂行することができる体制を維持しながら、自らが実施する収益事業を、公益目的に活用できる公益目的法人ならではの自主的・自立的な経営改革をめざしてもらいたいと考えています。(検討中)</p>	<p>検討中</p>

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
38	77ページ		○	し尿収集に関する処理手数料調定額と委託料について	<p>平成29年度を含む過去3年の調定件数、調定額の推移は減少傾向にあり、委託料の推移は増加傾向にある。</p> <p>調定件数の減少は、人口の減少や下水道普及・接続による大きな要因と考えられるが、今後も収入逓減の可能性は高いと考えられる。また、調定件数の減少に伴い調定額が減少傾向にあるが、委託料は増加傾向にある。これは、東地区への参入により収集エリアが増加したことにより人件費や燃料費等が増加したことが主な要因と考えられる。また、公園環境協会事務局の土地・建物は市からの無償貸与であることから、実質的なコストは表47の数値以上と考えられ、前述のような状況下においては、市の負担は益々増大する一方である。このことから、市及び公園環境協会がともに業務の効率化や経費削減を検討していくことが望まれる。</p>	環境企画課	<p>今後、本市においては、便槽数が減少していくことは想定しているものの、収集範囲が市域全般であること、またし尿の収集は市の責務として安定的な収集体制の確保が必要であることなどの事情を勘案すると、単純に便槽数の減少に合わせたコスト削減は難しい面もあると考えております。しかしながら、その中でもご指摘を踏まえて、便槽数の推移等を勘案し、できるかぎりの効率化、経費削減等を調整し、令和元年10月にし尿収集班を1班減班しました。今後も状況を見て、公園環境協会と効率化や経費削減を検討してまいります。</p>	措置済み
39	87ページ		○	指定管理者の選定方法及び指定期間の検討について	<p>レピラの指定管理について、事業の継続性等を重視するのであれば、5年を超える長期的な指定期間の導入も視野に入れた検討をすることが必要と考えられるが、指定期間を長期とすると、モニタリングが機能しない状況に陥るおそれがあるため、5年ごとに選定と同水準のモニタリングを採り入れることも考えられる。</p> <p>市は、レピラの運営方針が長期的であることを踏まえ、適切な指定期間を改めて検討する必要がある、その際に議論される内容は、将来における運営方針の決定において有用であると考えられる。</p> <p>なお、将来の社会情勢の変化に伴い、公募化が適切といえる状況に至っていないかについては、今後も継続的に検討を行う必要があると考える。</p>	子ども家庭課	<p>社会福祉事業団がこれまで障害児の療育や障害者のサービスを行ってきたことや、レピラがライフステージに沿った子どもから大人までの「児者一貫」の切れ目のない支援を行うことを目的とした施設である点を勘案し、事業の継続性を担保するため、非公募による選定を行っています。指定期間の変更については、関係部局との調整が必要となります。その際は、適正なモニタリングのあり方についても検討してまいります。</p>	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
40	88ページ		○	指定管理者選定時の選定委員の構成について	<p>東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則によると、指定管理予定候補者選定委員会には、必要があるときには、特定委員として学識経験者、公共的団体その他の団体の役員又は職員、住民、職員から委嘱した者を置くこととされている。</p> <p>レピラの指定管理者選定時の選定委員会には外部委員が選任されておらず、委員は、市職員のみで構成されている。これは、「東大阪市指定管理予定候補者選定委員会設置に伴う今後の取り扱いについて」において、非公募施設の選定委員は市職員3名と規定されていることによっている。</p> <p>非公募施設であるからこそ、客観性確保のために市外部の第三者の判断が重要となる場合もあるため、外部委員を招聘する余地を残しておくべきと考える。</p>	行財政改革課	<p>東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例において、公募を原則としており、非公募については該当条件を規定していることから、選定委員は市職員のみとしております。</p> <p>ご指摘いただいている内容を踏まえ、非公募施設の選定委員の規定について検討してまいります。</p>	検討中
41	88ページ		○	利用者の増加に関する評価の厳格化について	<p>市による指定管理予定候補者の選定に関する委員会議事録を閲覧したところ、社会福祉事業団が利用者増加のための経営努力を行っている旨の言及はあったものの、具体的な利用者の増加策について議論が深められた形跡はなかった。</p> <p>市の「指定管理予定候補者選定のための評価基準」においては「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」が評価基準の一つとして設定されている。</p> <p>したがって、市は、この項目の評価にあたり、利用者増加に向けた社会福祉事業団の具体的な取組状況や将来の展望を把握し、批判的な評価・検討を行うべきであったと考える。</p>	子ども家庭課	<p>毎年度当初に、利用者数や収入の増加に向けた社会福祉事業団の取り組みについて、目標設定を行っています。目標達成に向けての進捗状況を市で把握するほか、市と社会福祉事業団で不定期の経営会議を行っています。今後も継続して行っていくとともに、次回の指定管理予定候補者選定の際、利用者の増加を図るための具体的手法を評価基準とし、適切に判断していきます。</p>	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
42	88ページ		○	徴収委託事務の執行に関する確認不足について	<p>市は社会福祉事業団に対して、「徴収事務委託契約書」に基づき、施設利用料や診療報酬等のレピラ運営から生じる収入に関する徴収事務を委託している。</p> <p>この徴収事務について、本契約書第4条及び第7条において、市は社会福祉事業団に対し、確認・検査を実施することができることとされているが、これまで、このような確認・検査を実施したことはないとのことである。</p> <p>子ども家庭課及び障害施策推進課は社会福祉事業団に対して、徴収委託事務が適切に行われているかどうかの確認・検査の手順を整え、これに従って実施すべきである。</p>	子ども家庭課 障害施策推進課	<p>【子ども家庭課】 令和元年6月に子ども家庭課職員がレピラに出向いて、備付けの書類や徴収金の出納状況を確認しました。今後も確認及び検査の手法を検討し、次年度以降も毎年度定期的に確認していきます。(措置中)</p> <p>【障害施策推進課】 毎年度当初に、前年度分の徴収金処理状況について出納記録の提出を求め、事務が適切に行われているか確認を行います。(措置中)</p>	措置中
43	89ページ		○	金庫の管理状況について	<p>社会福祉事業団総務課の金庫を視察したところ、鍵は管理担当者の施錠されていない機の引き出しにあり、通帳、印鑑及び小口現金がこの金庫に保管されているとのことであった。また、その他の金庫内容物の詳細は把握されていなかった。</p> <p>金庫の鍵は施錠のできる場所に保管し、内容物については一覧表を作成して定期的に内容物の調査を行う必要がある。</p> <p>また、通帳と印鑑は同一人物による持ち出しを避けるため、保管場所及び管理担当者を区分することが望ましい。</p>	子ども家庭課	<p>社会福祉事業団において金庫の鍵は、施錠ができる場所で保管するように運用をあらためました。また、金庫の内容物の一覧表を作成し、社会福祉事業団内部で毎月調査を行うようにしました。</p> <p>ただし、通帳と印鑑の保管場所を区分することについては、金庫より安全な保管場所がない為困難と考えています。</p> <p>なお、令和元年6月に金庫の管理状況について、子ども家庭課職員による実地での確認を行いました。</p> <p>今後、通帳と印鑑の同一人物による持ち出しを避けるため、管理担当者を区分するようにあらためていきます。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
44	89 ページ	○		出納職員による小口現金の残高照合について	<p>小口現金の受払いについては、会計規則第13条第2号イに規定された小口現金出納帳により記録されている。そして、小口現金出納帳と実際の小口現金残高の照合に関しては、出金の都度、出納職員が確認しているとのことであるが、小口現金出納帳にはその証跡が残されていなかった。</p> <p>一方、毎月末における小口現金の補充にあたっては、会計責任者及び出納職員による残高照合が行われ、その証跡も残されていた。しかし、現金については、日々の残高照合がリスク管理上重要な手続きである。</p> <p>したがって、出納職員は、小口現金について、日々、あるいは少なくとも受払いの都度、金種表の作成及び残高の照合を行い、その証跡を小口現金出納帳に残しておく必要がある。</p>	子ども家庭課	現状、小口現金出納帳は、出納職員が毎月受払いの都度、残高を確認し押印をしていますが、今後は受入れの際、その都度確認を行うよう運用を変更します。	措置予定
45	89 ページ	○		社会福祉事業団所有物品の管理について	<p>会計規則では、第51条において棚卸資産、第60条において固定資産の現物管理の方法が定められている。一方、第53条に規定する物品のうち、固定資産に属する物品(固定資産物品)については、第60条の規定が適用されるが、固定資産以外の物品(一般物品)の管理に関する規定がなく、年度末の現物調査が実施されていなかった。</p> <p>市では、東大阪市財務規則において物品の定義が明確にされ、現物確認の対象とされている。</p> <p>物品購入の財源は実質的には市が拠出している指定管理料であるため、別段の取決めがある場合を除き、社会福祉事業団の所有する物品についても、市と同水準の管理を行うことが必要と考える。</p>	子ども家庭課	固定資産以外の物品(一般物品)の管理に関する規定を整備し、現物調査を実施してまいります。	措置予定
46	90 ページ	○		レピラに設置された市物品等の現物管理方法の未整備について	<p>東大阪市財務規則には、現物調査等の物品管理に関する方法が詳細に規定されている。</p> <p>レピラに設置された市の物品等については、当該規定に沿った物品管理を行う必要があるが、例えば定期現物調査の実施主体等の基本的な方針について取り決められていない。また、指定管理の協定書においても、レピラに設置された市物品の一覧は添付されていない。</p> <p>レピラは平成29年度に開設された施設であり、現時点では、現物確認も比較的容易なはずである。</p> <p>したがって、子ども家庭課及び障害施策推進課は早期に物品等の現物管理の方針について社会福祉事業団と協議し、必要な取決めをする必要がある。</p>	子ども家庭課	レピラ建設時の付帯備品と開設以降に新たに購入した物品について、現在棚卸し及び台帳の整備を行っています。市の規定に基づき、市は社会福祉事業団による物品整理が完了し、その報告を受けたのちに、現物調査の確認を行った上、備品登録を行ってまいります。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
47	90 ページ	○		事業報告書の記載誤りについて	社会福祉事業団の平成29年度事業報告書を確認したところ、誤りが散見された。 事業報告書は、事業の成果を判断する重要な資料であるため、社会福祉事業団は慎重な作成過程を経るべきであり、子ども家庭課は提出を受けた時点で適切な確認をすべきであった。	子ども家庭課	平成30年度の事業報告書の作成にあたり、複数人で検算してチェックをするようにしました。 また、市へ令和元年5月31日に提出された際、数値等に誤りがないか子ども家庭課でも確認を行いました。	措置済み
48	91 ページ	○		修繕積立金の積立額について	社会福祉事業団の平成29年度末の貸借対照表には、その他の積立金として、修繕積立金14,923千円が計上されている。 本件積立金は、高金利時代の基本財産運用益であり、適切な勘定科目がなかったため、市の法人指導課と協議の上、積立金として計上したとのことであった。 したがって、現状においては、本件積立金は修繕を目的とした積立金ではなく次期繰越活動収支差額に近い性質を有するものと考えられる。 修繕積立金として位置づけるためには、明確な使用計画の裏付けが必要である。例えば、レピラの指定管理に係る協定書において社会福祉事業団が負担することとされる施設修繕の財源に充当するための積立金とすることも考えられる。	子ども家庭課	社会福祉事業団が負担することとされる施設修繕の財源に充当するための積立金として、使用計画の作成を予定しています。	措置予定
49	92 ページ	○		指定管理料の返還予定額の計上科目について	社会福祉事業団の平成29年度貸借対照表には仮受金249,722千円が計上されており、これは平成30年度に入ってから市に返還する予定の指定管理料である。 本来の意味での仮受金は、権利義務関係が未確定の場合に用いられる勘定科目であるが、本件仮受金は、決算において東大阪市への返還金という義務の性質が明確にされているものである。 このことから、社会福祉事業団は、仮受金ではなく未払金又は預り金等の勘定科目により当該金額を計上すべきであると考えられる。	子ども家庭課	平成30年度の決算処理より、指摘のとおり預り金で計上しました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
50	92ページ	○		賞与引当金の未計上について	<p>社会福祉法人会計基準において、「引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない」とされている。</p> <p>社会福祉事業団では、平成30年6月に賞与(法定福利費含む)99,458,138円が支給されているが、平成29年度の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。</p> <p>この点、社会福祉事業団の給与規則第34条には期末手当について記載されているが、給与規則には賞与の支給対象期間が明確に記載されていない。</p> <p>したがって、給与規則等に賞与の支給対象期間を定め、それに基づいて賞与引当金を計上する必要がある。</p>	子ども家庭課	給与規則に賞与の支給対象期間を定めた上で、令和元年度決算で適切に計上するよう協議してまいります。	措置予定
51	93ページ	○		退職給付引当金の過大計上について	<p>社会福祉事業団は、大阪府民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付制度に加入しており、退職一時金の半額程度が同共済会から支払われ、残額を社会福祉事業団の退職特別積立資産から支払う仕組みとなっている。</p> <p>社会福祉事業団において支給すべきことが見込まれる退職金の金額を算定すると128,266,263円であり、社会福祉事業団の退職給付引当金170,403,060円は、42,136,797円の過大計上であるといえる。</p> <p>引当当初から退職金の支給倍率が下がったことが原因とのことであるが、基礎数値が変更された以上、適切な引当金額に修正する必要がある。</p> <p>なお、社会福祉事業団の財務諸表に対する注記の「法人で採用する退職給付制度」には「財団法人」との記載があるなど、現状に即していないため、見直しの必要がある。</p>	子ども家庭課	令和2年度決算で適切な引当金額に修正するよう協議してまいります。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
52	94ページ	○		納品確認の未実施について	<p>社会福祉事業団の平成30年度における伝票を閲覧したところ、小口現金支出に関する様式である「請求領収書」には「検収」欄が設けられ検収印が押印されているが、預金による出金に関する証憑(納品書等)には検収印の押印がなく、納品確認を実施している証跡が確認できなかった。</p> <p>社会福祉事業団によると、現在のところ、納品確認に関する内部規則は整備されておらず、預金による出金の場合、納品確認は実施していないとのことであった。</p> <p>不正防止の観点から納品確認は不可欠の手続きであり、社会福祉事業団は、納品確認の体制を整備し実施する必要がある。</p>	子ども家庭課	平成31年4月より、納品を確認した職員又は出納職員が検収印を押印するよう運用を変更しています。	措置済み
53	94ページ	○		内部規則の管理方法について	<p>社会福祉事業団は、法人としての管理運営に関する内部規則(以下「内規」という。)を設けているが、一覧性のある規則集のような形でこれらの内規を管理していない。このため、内規やその他の管理マニュアルを網羅的に検討することができていない状況である。</p> <p>これに起因して、社会福祉事業団では、内規において「別に定める」等としている項目の多くについて、別の定めがなされていなかった。例えば、会計規則第63条本文の積立金に関する基準がこれにあたる。また、給与規則第13条及び第18条における給料の日割計算及び扶養手当の支給方法については、「理事長が別に定める」方法ではなく、市の「給与事務の手引き」によっている。</p> <p>社会福祉事業団は、内規に一覧性を持たせ管理を実効的なものとするために規則集を作成し、必要な定めを漏れなく整備する必要がある。</p>	子ども家庭課	ご指摘の、別に定めがない内規について棚卸しを行うとともに、必要な内規を作成し、理事会での承認を得た上で、規則集の整備を検討してまいります。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
54	95ページ		○	市と社会福祉事業団の協議の実施について	<p>市及び社会福祉事業団においては、今後、障害者福祉の分野における国の施策の遷移に対応してレピラが担うべき役割を整理することが必要となる。また、通園部門の有効活用や医療分門の活性化に向けた対策を検討し、より質の高い施設運営に取り組む必要がある。</p> <p>この点、社会福祉事業団は障害児者事業を包括的に行う高度な専門知識やノウハウを評価され非公募によりレピラの指定管理者に選定されているのであるから、単なる施設運営の主体としての役割に甘んじるのではなく、今後のレピラの方角性の検討においても存在感を発揮してもらいたい。</p> <p>また、市に対しては、日常的な施設運営に関わる事項にとどまらず、今後のレピラのあり方といった長期的な課題についても、社会福祉事業団と協議の場を設け、積極的な意見交換を行うことを求めたい。</p>	子ども家庭課	<p>市として、レピラのあり方といった長期的な課題について、社会福祉事業団と協議の場を設け、積極的な意見交換を行いたいと考えており、平成31年2月に市と社会福祉事業団で協議の場を設けました。再度実務担当者を含めての協議の場を設けていくことも検討しています。</p>	措置中
55	95ページ		○	財務規律の確保に向けた市の運営指導のあり方について	<p>今回の包括外部監査においては、社会福祉事業団の財務面において改善すべき点が見受けられた。社会福祉事業団は財務に関する内部統制を適切に構築し運用することが必要であり、市は社会福祉事業団に対して財務規律の構築や運用の状況について、継続的にモニタリングを実施することが必要である。</p> <p>外郭団体による施設運営は、財務規律が及んでいるかについて外観的に疑念を持たれやすい運営方式でもあることから、レピラの指定管理者の選定方法として今後も非公募を継続するのであれば、市が十分に社会福祉事業団の運営指導を行うことが求められる。</p>	子ども家庭課	<p>市としては、運用面では定期的に運用の状況や金品の管理状況について、確認を行ってまいります。また、運営指導や市立障害児者支援センターのあり方など、中長期的な課題にも市として積極的に関与し、取り組んでまいります。</p>	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
56	112 シ		○	ドリーム21及び美術センターの収支予算・決算について	<p>ドリーム21及び美術センターの収支予算と事業報告書における収支状況の区分や費目が、一部異なっている状況であった。</p> <p>指定管理者に対して収支予算と収支状況の提出を求める趣旨は、計画に対する実績を比較して、管理経費の執行状況を評価検討するためであり、両者を比較しやすいように工夫すべきである。</p> <p>したがって、収支予算と事業報告書における管理経費の収支状況の費目を統一した上で、収支状況について、予算額と決算額を比較する様式とし、両者の乖離が大きい費目についてはその要因を記載する様式とすることが望ましい。</p>	<p>文化のまち推進課</p> <p>青少年教育課</p>	<p>【文化のまち推進課】 令和元年度の報告書においては、収支予算と報告書の収支状況の費目を統一して提出することとしています。また、平成30年度の報告書の収支状況につきましては、ドリーム21や市民美術センター、文化財3施設の予算額と決算額が比較できる様式のもの市へ提出いたしました。(措置予定)</p> <p>【青少年教育課】 令和元年度の報告書においては、収支予算と報告書の収支状況の費目を統一して提出することとしています。また、平成30年度の報告書の収支状況につきましては、ドリーム21や市民美術センター、文化財3施設の予算額と決算額が比較できる様式のもの市へ提出いたしました。(措置予定)</p>	措置予定
57	112 シ		○	ドリーム21及び文化財三施設の再委託の承諾手続きについて	<p>ドリーム21及び文化財三施設については、再委託の対象業務と再委託期間のみを提示して、所管課(室)の承諾を得ている。この方法では、再委託が必要な理由、再委託先、金額等の重要な情報が明確にならないため、再委託を承諾してよいかについて所管課(室)の判断を誤らせる可能性もある。実際、対象業務として記載された業務と、再委託契約書に記載された業務名が一致しないものもあった。</p> <p>ドリーム21及び文化財三施設についても、再委託の承諾にあたって、美術センターや市調度課が作成している業務委託契約における様式を参考にして、所管課(室)が再委託を承諾するにあたって必要となる情報を記載することとすべきである。</p>	<p>青少年教育課</p> <p>文化財課</p>	<p>【青少年教育課】 令和元年度より再委託の承諾手続きについては、美術センターと同じ様式で市に提出しています。(措置済み)</p> <p>【文化財課】 令和元年度における管理業務の一部再委託から、当協会の指定管理受託施設である市民美術センターと同じ様式で市に提出しております。ご指摘の通り措置しております。(措置済み)</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
58	113 シ	○		人権研修の記録の保存について	文化振興協会では予定表上、指定管理5施設及び本部で「職場のパワーハラスメント」をテーマとしたDVDを視聴する人権研修を平成29年8月1日から9月5日までの期間で実施するとしている。しかしながら、実際の人権研修の受講状況については、無記名のアンケートが17枚あるだけで、誰が、いつ、どのような形で受講したかの記録が残されていない。 人権研修は基本的には全ての管理業務従事者が受講するべきものであるため、文化振興協会は次年度以降、人権研修の詳細な記録を残すようにする必要がある。また、市は人権研修の実施の状況について報告書の提出を求める必要がある。	文化のまち推進課	令和元年度については、令和2年1月28日から2月14日の期間でビデオ視聴による人権研修を行った旨の報告書提出が令和2年3月にあり、全職員を対象に実施したことを確認いたしました。	措置済み
59	114 シ	○		美術センターの指定管理者選定について	美術館、博物館等で開催する特別展、企画展等においては、開催時期の数年前から企画・準備を開始するのが通常であり、美術センターにおいても例外ではない。 文化国際課からは、美術センターの学芸員が企画交渉の相手方に、開催までの間に指定期間の終期が到来することを予め説明した上で了承してもらうようにしているとの説明があった。 それに加えて、引継ぎの円滑を図るため指定管理者の選定にあたって募集要項において指定管理者の変更があった場合の責任分担を明確にしておくこと、引継事項を仕様書上明確に示すこと、引継期間を十分に確保することなども必要になると考える。	文化のまち推進課	令和2年10月以降の次期指定管理者には、特別展、企画展等の事業の提案を求めていることから、現指定管理者から事業を引き継ぐ予定はありませんが、募集要項や仕様書においては、指定管理者が賠償責任を負う範囲(リスク分担)や引継事項の記載をし、引継の円滑を図っております。	措置済み
60	114 シ	○		委託業務における業務実施計画及び報告について	平成29年度の委託業務3件において、仕様書に記載される委託業務内容が概略的な表現となっている。 その一方で、業務実施計画書の提出は要請されていない。文化振興協会から見積書は提出されているが、本来、仕様書が概略的な場合、業務実施計画を立案した上でなければ正確な見積りは困難を伴うはずである。文化国際課の側で仕様書を詳細に作成するか、あるいは文化振興協会から業務実施計画書と見積書をあわせて徴取するかに対応をとるべきである。 さらに、履行確認として、業務実施計画書と対比可能な業務実施報告書を徴取することが必要である。	文化のまち推進課	令和元年度の委託事業については、文化国際課で詳細な仕様書を作成し見積書を徴取しました。また、履行確認としては業務完了報告書を徴取しています。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
61	115ページ		○	委託業務における収支精算書の確認について	<p>狂言会開催業務委託及び囲碁フェスティバル開催業務委託において委託業務完了報告書に添付された収支精算書において、見積書にない費目が記載されていた。</p> <p>一方、文化発信事業ArtPlanetにかかる企画展開催業務委託の見積書には見積総額のみが記載され、費目ごとの内訳の記載がないため、見積書と収支精算書を費目ごとに比較検討することができない状況となっていた。</p> <p>文化国際課は、費目の内訳を記載した見積書を入手した上で、見積書と収支精算書を比較検討し、費目の新設廃止や、見積金額との乖離が大きい費目について文化振興協会に説明を求め、報告させる必要がある。</p> <p>また、見積書と収支精算書の比較検討を容易に行えるように、収支精算書は見積書の費目ごとに対比して記載する様式とすることが望ましい。</p>	文化のまち推進課	令和元年度の委託業務については、費目の内訳を記載した見積書を徴取し、収支精算書と比較できる様式としました。	措置済み
62	115ページ		○	文化振興事業補助金の補助対象経費について	<p>文化振興協会は補助金交付要綱に定める補助対象経費以外の経費(2件)を補助対象経費として報告していた。</p> <p>これに基づいて、文化国際課は補助金の精算を行い、当該2件の新聞広告掲載料及び租税公課は補助金に含めて支出された。なお、新聞広告掲載料については通常、委託費ではなく広告宣伝費とすべきものである。</p> <p>補助金の精算にあたっては、補助金の趣旨に反しない範囲で、例外的に補助対象経費として認める場合には、意思決定過程を明らかにするため所定の決裁手続きを経て、その経緯を記録した文書を作成、保存しておく必要がある。</p>	文化のまち推進課	平成30年度の補助金の精算にあたっては、補助金の趣旨に反しない範囲で例外的に補助対象経費として認めるものについて決裁手続きを行いました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
63	116 ページ	○		ドリーム21における事業計画書と事業報告書の齟齬について	平成29年度実施予定の教育普及事業として事業計画書に記載されたアロマ教室について、講師の都合により開催することができなかったが、青少年スポーツ室による承認等の手続きが実施されていなかった。 文化振興協会は、何らかの事情により事業計画書の記載どおりに実施できなくなった項目については、仕様書に定めるとおり事前に青少年スポーツ室と協議し、その記録を残す必要がある。 また、青少年スポーツ室は、指定管理業務の履行確認上、計画と報告に齟齬がある場合は指定管理者に説明を求める等、その原因を把握しておくことが必要である。	青少年教育課	文化振興協会が事業計画書記載の事業が実施できない場合は、事前に青少年スポーツ室に協議書を提出し承認を得る手続きを行います。 また、青少年スポーツ室においても報告書提出時に計画書と比較し、齟齬がある場合はその原因を把握します。	措置予定
64	116 ページ	○		ドリーム21におけるインターネット無料接続LANスポットの設置について	行政財産であるドリーム21にインターネット無料接続LANスポットを設置するためには、本来、行政財産の目的外使用許可が必要となり、設置者は使用料を負担することが必要となる。 青少年スポーツ室において、行政財産の目的外使用許可の必要性について十分に認識されていなかったこともあり、指定管理業務開始後、文化振興協会は使用許可の手続きを行うことなく、通信事業者に依頼し、館内2か所にインターネット無料接続LANスポットを設置した。 インターネット無料接続LANスポットの設置は指定管理者選定にあたっての提案事項でもあり、現実にサービスの提供も開始されていることから、利用者へのサービスが低下しないよう、青少年スポーツ室及び文化振興協会において対応を検討する必要がある。	青少年教育課	館内2カ所に設置したインターネット無料接続LANスポットについては、電波の受信距離や料金等の関係から、現在は撤去・原状回復しておりますが、利用者へのサービスを考え、稼働の際には手続きを行います。	措置予定
65	117 ページ	○		ドリーム21の収支報告における管理経費の検証について	NTTファシリティーズの支出のうち人件費2,900千円の内容についてNTTファシリティーズに質問したところ、うち1,728千円はドリーム21での執務をNTTファシリティーズの関連会社に業務委託した対価であり、残額はNTTファシリティーズにおける契約事務等に係る間接経費とのことであった。1,728千円についてはNTTファシリティーズの従業員に対する給料手当ではないため、人件費でなく再委託費とする余地がある。 経費の区分は指定管理業務全体を把握する上で重要である。文化振興協会は共同事業体の代表企業として、市への提出文書の作成権限を有することから、費目の区分につきNTTファシリティーズに確認した上で、適切に作成する必要がある。	青少年教育課	令和元年度の市への収支報告においては、費目を再委託費として提出します。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
66	117 ページ	○		ドリーム21における打合せ記録について	ドリーム21の指定管理業務に関して、青少年スポーツ室と指定管理者の打合せについて記録が作成されていない。また、共同事業体の構成員全員をもって運営委員会を設置する(共同事業体協定書第8条)と定められているが、文化振興協会とNTTファシリテーズの間では設備点検に関する日程表が共有されているのみで、当該運営委員会についても議事録が作成されていない。 打合せ事項については後日の確認・検証のため、必ず記録を残しておく必要がある。	青少年教育課	令和元年度から、市(青少年スポーツ室)と協会との定例的な会議において議事録を作成しています。協会とNTTファシリテーズとの運営委員会については、現在開催はしていませんが、今後、打合せや運営委員会を開催する際は議事録を作成いたします。	措置済み
67	118 ページ	○		ドリーム21における苦情・要望等の報告について	ドリーム21の協定書第13条で定める事業報告書等の記載事項のうち、苦情・要望等の件数及びその内容が事業報告書に記載されていない。 青少年スポーツ室では、苦情・要望等はドリーム21にて口頭で受けているとの認識であるが、協定書に明文化されている事項については、漏れなく事業報告書に記載する必要がある。 実質的にも、苦情・要望を把握して記録に残し、施設の管理運営の改善に役立てていくことは、市民サービス向上のために欠かせない。月次報告書に記載された利用者からの意見は、年間30万人近い利用者があることからすると少ないともみられる。そこで、実際に利用者の満足度が高いため苦情が少ないのか、利用者の意見を集める仕組みが十分に機能しているのかといった点についても検討する余地がある。	青少年教育課	平成30年度から市民等からの苦情や要望を報告書に記載し、市に提出しています。令和元年度には満足度調査も含めた対面式のアンケートを行い、その結果をドリーム21のホームページに掲載しています。	措置済み
68	119 ページ	○		郷土博物館における設備等の法定点検について	法定点検の報告書を閲覧したところ、施設が老朽化していることもあり、いくつかの不備事項が散見される。公の施設の設置者である市は、指定管理者が十分な施設管理を実施しているかについて、適切なモニタリングを実施する必要があるが、現状では、法定点検結果の取扱いについて仕様書上明確に記載されていない。今後、文化財課は指定管理者に対して、法定点検の都度、結果報告を求めるとともに、不備事項のうち指定管理者の責任で修繕する少額の事案についても十分な対応が図られているか検討する必要がある。	文化財課	平成30年10月から、法定点検後には、報告書を市に提出し、点検結果に基づき少額による修繕は指定管理者で対応しています。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
69	119ページ	○		鴻池新田会館の使用許可について	<p>鴻池新田会館の和室等の使用許可については、鴻池新田会館条例第5条により、利用申込者は事前に「鴻池新田会館施設使用許可申請書」を教育委員会に提出することになっている。</p> <p>鴻池新田会館管理運営業務仕様書(平成27年度から平成29年度まで)には、指定管理者が使用許可できることを前提とした記載があり、仕様書の記載が条例と整合していない状況であった。</p> <p>平成30年度に入ってから、実務上、あたかも指定管理者に使用許可の権限が委譲されているような状況となっており、条例に合致した運用とはなっていない。使用許可の権限が委譲されていない条例の規定に整合するよう、実際の運用を改善する必要がある。</p>	文化財課	令和元年度より、鴻池新田会館施設使用許可申請書については、その窓口として同所にて受理、同申請書は受理後ただちに教育委員会へ回送され、使用申請書に対する許可書交付を教育委員会が行っております。	措置済み
70	121ページ	○		法人本部における小口現金制の導入について	<p>法人本部では小口現金の保有がないため、必要な場合には職員が立て替えた後、精算している。法人の支出を職員が立替払いすることは、職員に負担をかけないためにも、公私混同を防ぐ上でも避けるべきである。</p> <p>会計処理規則第16条に小口払いを行うことができる旨の規定が置かれているので、これに従い、法人本部においても定額前渡法による小口現金制を設けることが望ましい。</p>	文化のまち推進課	令和2年4月から一定額を事務所の金庫に保管し、小口現金制を設ける予定をしています。	措置予定
71	121ページ	○		美術センターにおける図録販売代金に係る預り金の管理について	<p>美術センターでは平成30年2月から3月にかけて開催した特別展「没後20年 特別展 星野道夫の旅」に関して、図録の販売代金を購入者から預かり、出展者に引き渡している。この時、会期中に預かった当該代金約3,818千円について会期が終了するまで美術センター内で保管し、終了後に出品者側への銀行口座振込みとしていた。</p> <p>現金は金庫内で施錠していたとのことであるが、当該現金は預り金であること及び多額にのぼったことから、金融機関へ預け入れて保管すべきであった。</p> <p>今後の特別展等においても、図録等の販売代金を預かる場合はありうると想定されるため、事務処理についてルールを定めておくことが必要である。</p>	文化のまち推進課	ご指摘いただいて以降、特別展等における図録等の販売代金については一週間ごとに金融機関へ預け入れることとしました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
72	121ページ	○		鴻池新田会所の出納事務について	<p>鴻池新田会所では受付で観覧者に手渡す観覧券を切り離れた観覧券(控)に日付入り領収印を押印し保管することになっているが、保管されていた観覧券(控)に日付入り領収印が押されていないものがあつた。日付入り領収印が押された観覧券(控)に基づいて日計表が作成されるので、観覧券(控)は当日の来場者を示す唯一の記録である。したがって、観覧券(控)には必ず日付入り領収印を押して保管する必要がある。</p> <p>また、日計表が日々作成されているが、合計金額が訂正されているにもかかわらず、訂正印がないものがあつた。日計表の金額を訂正する際には、訂正印を押し、後日誰の責任で修正したのかがわかるよう、改善する必要がある。</p>	文化財課	観覧券(控)についての日付入り領収印の捺印については、ご指摘のとおり措置いたしました。また日計表についても、その記入については慎重に行い、ご指摘の事項が発生しないよう注意しております。また、日計表において訂正の必要がある場合は訂正印にて修正処理を行っております。	措置済み
73	122ページ	○		指定管理施設における物品管理について	<p>公の施設の指定管理においては、施設に存在する物品について、市が指定管理者に貸与するもの及び指定管理者の所有に属するものに適切に区分して把握する必要がある。また、市が指定管理者に貸与する物品に関しては、適時、適切に指定管理者が現物確認を行い、その結果を市に報告する仕組みを構築することが求められる。</p> <p>それぞれの指定管理施設の状況は一様ではないものの、何らかの物品管理上の問題点が存在している。これらの施設は、すべて公募により指定管理者が選定されていることから、指定期間の満了にあたっては、指定管理者が変更となる可能性もある。</p> <p>したがって、市と文化振興協会は十分に連携を図り、施設に存在する物品の所有権の帰属及び現物の存否を正確かつ速やかに把握する必要がある。</p>	文化のまち推進課	指定期間が令和2年3月に満了することから、指定管理者と連携を図り、施設に存在する物品の所有権の帰属及び現物の存否を確認しました。	措置済み
74	122ページ	○		鴻池新田会所における民具資料の管理について	<p>鴻池新田会所では、収蔵又は展示している民具について保管場所を記載した登録カードを作成し、管理している。</p> <p>この点、一部の民具についてリストと照合したところ、登録カードどおりの保管場所に保管されていた。</p> <p>しかし、屋外に展示されている「井路川舟」については記載がなかった。「井路川舟」は、民具でないものの、不動産とは異なり、貴重な歴史的資料と考えられるので、収蔵している民具と同様の管理を行うことが必要である。</p>	文化財課	令和元年度において、市の備品台帳に記載し、鴻池新田会所の管理物品としております。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
75	123 ページ	○		決算科目の誤りについて	<p>文化振興協会では、平成28年度決算時の会計システムへの消費税区分の入力誤りのため、平成29年11月に修正申告及び増加税額の納付を行っている。</p> <p>しかし、この納付税額を租税公課(不課税)として計上すべきところ、平成29年度決算において誤って委託料(課税)として計上した。文化振興協会では、平成31年2月中に修正申告を行う予定にしている。</p> <p>このように、消費税区分の誤りに起因する修正申告が2年度連続して発生している状況にあることから、再発防止のため、文化振興協会におけるチェック体制を有効に機能させる必要がある。</p>	文化のまち推進課	<p>ご指摘いただいた件につきましては、平成31年2月に修正申告をいたしました。再発防止に向け、会計システムの入力担当者と協会会計の担当者と、協会の年3回の定期監査(4月～6月の監査・7月開催、7月～9月の監査・10月開催、10月～12月の監査・1月開催)及び年度末の決算監査(5月開催)の開催に向けてチェックをし、総務課長に報告を上げ、誤った処理のないようにしています。</p>	措置済み
76	123 ページ	○		投資有価証券の会計処理について	<p>文化振興協会は、平成28年度末において基本財産100,000千円のうち93,984千円を投資有価証券として保有している。</p> <p>しかし、当該投資有価証券は、平成29年2月に埼玉県30年債を償還期限前に売却し、大阪瓦斯40年債に買い替えたものである。「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)では、償還期限前に買替えを行った時点で、満期保有目的の債券でなく売買目的有価証券又はその他有価証券とみなし、時価評価すべきとされている。加えて、以後2年間は保有する有価証券につき満期保有目的の債券に分類することはできないとされている。</p> <p>したがって、文化振興協会は保有する大阪瓦斯40年債につき平成28年度以降、時価評価する必要があった。</p>	文化のまち推進課	<p>ご指摘の通り、大阪瓦斯40年債につきましては平成30年度は時価評価額を決算額として計上いたしました。公益財団法人として本来の満期保有資産とするため、大阪瓦斯債を売却し、令和元年10月9日に東京電力パワーブリット債を購入しました。令和元年度決算においては満期保有目的の債権としての分類になります。</p>	措置済み
77	124 ページ	○		平成29年度期首における退職給付引当金の残高について	<p>文化振興協会の平成29年度期首における退職給付引当金の残高は56,512千円となっているが、この残高には平成28年度末(平成29年3月31日)の退職者に係る退職金20,130千円が含まれている。これは、平成29年4月に当該退職金が支払われた時点で退職給付引当金を取り崩しているためである。</p> <p>この会計処理の誤りにより、平成29年度期首における退職給付引当金は20,130千円過大計上され、未払金が同額過小計上されている。</p> <p>今後、年度末に退職が発生した場合は、当該退職者に係る引当額を退職給付引当金から取り崩し、確定した退職金額を未払金として計上する必要がある。</p>	文化のまち推進課	<p>文化振興協会文化財施設勤務の学芸員の退職金については、平成28年度において定年退職相当額を含めて引き当てし、平成29年度において取り崩していますが、本来、定年退職相当額は平成29年度において費用処理すべきものであり、協会の決算報告における「財務諸表に対する注記」と齟齬を来していましたが、平成30年度においては自己都合退職相当額を引き当てしました。今後、定年退職時に必要な額は、当該年度において経費処理をします。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
78	124ページ	○		賞与引当金の未計上について	文化振興協会の給与規程第14条には、「賞与は、6月1日及び12月1日に在籍する協会職員に対して支給する。」とあり、平成30年6月29日に賞与5,062千円が支給されているが、平成29年度の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。 期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。また、「公益法人会計基準の運用指針」「賞与引当金」という勘定科目が設定されており、公益法人においても賞与引当金を計上する必要がある。 なお、文化振興協会の給与規程には賞与の支給対象期間が明確に記載されていない。 したがって、給与規程等に賞与の支給対象期間を定め、それに基づいて賞与引当金を計上する必要がある。	文化のまち推進課	賞与引当金は、6月賞与分のうち翌年度分(4～5月分)を引き当てしておく必要があるため、平成30年度決算において引き当て処理をしました。協会の決算報告における「財務諸表に対する注記」で、「賞与支給に備えるため支給見込み額の当期負担分を計上」としています。職員給与規程においては、賞与引当金を計上することから、支給対象期間を定め、平成31年3月31日に規程を改正しました。	措置済み
79	125ページ	○		税効果会計の適用について	文化振興協会においては、財務諸表に対する注記「1. 重要な会計方針(5)税効果会計の適用について」に税効果会計を適用している旨の記載がある。 この点、公益法人において税効果会計を適用する必要があるのは、重要性がある法人税法上の収益事業を実施している場合に限られる。 しかしながら、文化振興協会は公益目的事業会計と法人会計を有するのみで、今後も法人税法上の収益事業を行う予定はないとのことである。 したがって、平成30年度以降の財務諸表に対する注記の作成にあたっては、税効果会計を適用していない旨を記載するか、あるいは税効果会計の注記を省略することが適切である。	文化のまち推進課	文化振興協会の理事会及び評議員会の議案で、平成29年度までの決算報告書の財務諸表に対する注記の重要な会計方針では、「税効果会計の適用」ということで、「税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している」と記載していましたが、平成30年度の決算報告書中、財務諸表に対する注記で、「税効果会計の適用」を省略しました。	措置済み
80	125ページ	○		非常勤役員に対する費用弁償について	文化振興協会では、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」において、非常勤の理事(理事長を除く)、監事及び評議員が協会の会議等へ出席した場合1回あたり8,000円を支給する旨の規定を置いているが、この支出を費用弁償という科目で処理している。 内閣府の「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」によると、文化振興協会の費用弁償は、役員報酬に含まれると解される。 したがって、財務諸表上も費用弁償ではなく、役員報酬として表示する必要がある。	文化のまち推進課	平成30年度の決算時において、費用科目を費用弁償から役員報酬に振り替え、令和元年度予算において役員報酬としました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
81	126 ページ	○		指定管理に係る受託管理料収入について	文化振興協会は、市の指定管理施設5施設の指定管理者として平成29年度に受領した管理経費収入のうち、40,872千円(5施設合計)を法人会計で雑収益として計上し、残余については管理業務受託収益に計上している。 指定管理者として市から受領した管理経費収入は、すべて管理業務受託収益に計上すべきものであるため、法人会計への充当分を含めて管理業務受託収益に計上する必要がある。	文化のまち推進課	令和元年度の文化振興協会収支予算において、事業収益の管理業務受託収益として計上しました。	措置済み
82	127 ページ	○		委託料の証憑について	平成29年度における法人会計の委託料として、「協会ウェブシステム更新費用」4件、98,000円が計上されていた。この4件については注文書、納品書等がないため、何に対する対価なのか、何をもって履行確認したのか等の詳細が不明であった。文化振興協会の説明によれば、担当者が電話で発注したものとすることである。 発注の時点で何の対価が明確にし、履行確認が可能となるような手続きとすべきである。	文化のまち推進課	平成29年度のウェブシステム更新費用の支出については、協会本部の必要経費であり市の委託や補助事業ではありませんが、履行確認ができる書類がないため、協会における平成31年1月定例監査において本件の報告をしております。発注及び履行確認について必要書類を徴取するよう指導し、支出においては発注以降、見積書・納品書・請求書を交わし、経理伝票に添付し、履行確認を行っています。	措置済み
83	127 ページ	○		会計処理規則に準拠しない契約について	平成30年4月1日に開始したドリーム21で使用する券売機(取得価額相当額11百万円)に係るリース契約の締結については理事会の議決が行われていない。 文化振興協会によると、リース契約に係るリース料の支払については平成30年度予算に含めて理事会の承認を得ているとしている。しかし、リース契約の締結は、実質的には固定資産の取得であり、単年度のリース料の支払いに係る予算の議決だけでなく、その総額により、会計処理規則第23条に基づく理事会の議決の可否を判断する必要がある。 よって、文化振興協会は、会計処理規則に準拠し、本件リース契約の締結前に固定資産の取得に係る理事会の議決を得ておく必要があった。	青少年教育課	平成31年3月開催の理事会において、「固定資産取得承認」の案件で上程しました。当協会の会計処理規則では、「固定資産の取得にあたり500万円以上は理事会の議決を要する」となっており、議決の結果、承認を得ています。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
84	128 ページ	○		再委託における暴力団排除条項について	文化振興協会は、平成29年度におけるドリーム21、美術センター及び文化財三施設の指定管理並びに業務委託のうち狂言会について再委託を行っているが、再委託契約書に暴力団排除条項のないものが多い。 市から文化振興協会への支出が、再委託を通じて暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に流れることのないよう、文化振興協会は再委託にあたって暴力団排除条項を契約書に盛り込むか、暴力団等に該当しない旨の誓約書を相手方から徴取するかの方策をとる必要がある。	文化の まち 推進課	令和元年度において、協会から再委託を行う際には、契約書の条項に記載するか、誓約書を徴取しています。	措置済み
85	128 ページ	○		ドリーム21の共同事業者との業務分担について	文化振興協会とNTTファンリティーズとの間では共同事業体協定書が取り交わされているが、当該協定書第9条に別紙として定められている業務分担表が袋とじされていなかった。業務分担表として文化振興協会から提示を受けた「業務責任分担表」はあるものの、平成29年度に係る業務分担表である旨の明記がないため、平成29年度共同事業体協定書に係るものであるかどうかは不明であった。現状では、共同事業体の一方が他方の了解なく変更を行ったとしても、それを防ぐことが難しい。 業務分担表は共同事業体の協定の一部をなすものであるから、共同事業体構成員間の合意を文書で明確化したものとして協定書本文とともに袋とじしておかなければならない。	青少年 教育課	平成27年4月に締結の「東大阪市立児童文化スポーツセンターの管理運営に関する共同事業体協定書」第9条第1項中の別紙「業務分担表」については、袋とじはされていませんでしたが、平成30年度において監査人からの指摘を受け、協会から提示しました現存する「業務責任分担表」を協定書とあわせ保存をしています。	措置済み
86	129 ページ	○		理事会の招集通知遅延について	文化振興協会の平成29年度における理事会の開催状況に関して関連資料を閲覧したところ、第2回理事会について、招集通知が平成30年3月6日、開催日が平成30年3月13日で、招集通知から開催日までが中6日間となっている。 文化振興協会では、定款に理事会の招集期間を短縮する規定を置いていないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従い、招集通知を発する日と理事会の間を中7日間以上空ける必要がある。	文化の まち 推進課	ご指摘いただいて以降の理事会については、招集通知日から7日間をあげ開催しています。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
87	130 ページ	○		美術センターの有効活用について	<p>美術センターでは展示室、会議室、和室、茶室を利用に供しているが、展示室以外の利用状況は低調である。</p> <p>指定管理者制度導入の利点として、一般的に「利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上」や「民間のノウハウを活かした柔軟な施設運営」といった点が挙げられるが、美術センターにおいてもこのような利点を活かした施設の活性化を期待したい。</p> <p>現指定管理者である文化振興協会においては、施設の管理運営を一貫して実施してきた中で蓄えた利用者のニーズなどの知見を踏まえ、市と協議しながら、より豊かな発想力、企画力を発揮されたい。</p> <p>また、市においては、次期の指定管理者選定にあたって、施設の有効活用のための具体的な方策についての提案を求め、評価の対象とする旨を募集要項に盛り込むことも検討されたい。</p>	文化の まち 推進課	<p>和室や茶室においては、令和2年5月の特別展開催時にイベントとしてお茶会開催による利用を考えています。文化振興協会としては、市と協議をしながら利用者ニーズに合った施設利用を検討してまいります。</p> <p>また、市としては令和2年10月から花園中央公園エリア内の施設が一元管理されることから、美術センターの管理運営にあたって留意してもらいたい点等をまとめた「東大阪市民美術センターの今後めざす方向」を作成し、来館者が美術センターに魅力を感じ、何度も利用し、訪れたいくなるような仕掛けを講じることを次期指定管理者に求めました。</p>	措置済み
88	130 ページ	○		郷土博物館及び埋蔵文化財センターの今後のあり方について	<p>平成25年11月に策定された再編整備計画において郷土博物館及び埋蔵文化財センターが同一建物内に整備されることになり、移転先の建物は、当初から博物館として整備されたものではなく、収蔵資料の展示や保管における課題も見込まれる。</p> <p>前身の文化財協会の時代から郷土博物館の管理運営を担ってきた文化振興協会は移転後の施設のあり方の検討にあたって自らの存在感を発揮できないようであれば、その存在価値は大きく失われるといえよう。</p> <p>一方、市にとって、再編整備計画は、公共施設の再編時に民間活力を導入することを前提とした計画である。指定管理者制度を引き続き導入するのであれば、文化財課において、民間事業者も応募が見込まれる公募条件等を検討する必要がある。</p> <p>移転後の施設を魅力あるものとするため、市及び文化振興協会がそれぞれの立場において、不断の検討を進める必要がある。</p>	文化財課	<p>今後開館予定の郷土博物館、埋蔵文化財センターを含む文化複合施設の管理運営については、引き続き指定管理者制度の導入を予定しています。公募条件等については、文化複合施設にふさわしい事業者が選定されるよう検討する予定であります。</p>	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
89	132ページ	○		文化振興協会の方向性について	<p>平成31年度には、美術センターとドリーム21の次期指定管理者選定が行われる予定であり、郷土博物館及び埋蔵文化財センターは平成33(2021)年以降に移転を予定している。</p> <p>文化振興協会としては、今後の指定管理者の選定においては、これまでの施設運営において蓄積した経験から、質的に民間事業者を凌駕する提案を行うとともに、コスト面についても不断の見直しを行い、競争力を強化する必要がある。</p> <p>さらに、市における文化振興の中心的な役割を果たす団体として、多様な事業展開を模索する必要がある。これは、法人の名称を「施設利用サービス協会」から「文化振興協会」に変更した趣旨にも沿うものであると考える。</p>	文化のまち推進課	文化振興協会としては、ドリーム21と市民美術センターにおいては本年度末で5年間の指定管理期間が終了しますが、非公募により令和2年4月1日から9月30日までの間、指定管理者と決定されたところです。文化財3施設においては、指定管理期間が令和2年度で終了することから、市の文化振興の一翼を担う団体として、今までの経験を生かし、事業内容やコスト面を考えた提案とすべく取り組んでまいります。	措置予定
90	147ページ	○		再開発会社における中長期経営計画の策定及び市の運営指導について	<p>市街地整備課は再開発会社に対し、収支の変化予想や対応等の検討を含めたキャッシュ・フローの作成・提出を求め、収入増加及び支出削減に係る協議を適宜実施しているとのことであるが、必要とされる水準のモニタリングが行われているとは言い難い。</p> <p>今後、経営健全化方針の内容を踏まえ、市街地整備課は再開発会社に対し中長期経営計画の策定を指示するとともに、単年度予算の作成及び月次における予算実績比較による達成状況の評価・検証を実施するよう促し、課題を明確化することにより経営の健全化と効率化に向けての取組みを推進する必要がある。</p>	市街地整備課	平成31年3月に東大阪再開発株式会社経営健全化方針を策定し、東大阪再開発株式会社に対し中長期経営計画を策定するよう指示しました。そして令和元年12月に東大阪再開発株式会社中期経営計画が策定されました。今後は計画通りに会社経営されているかモニタリングを強化し、会社の経営健全化を推進してまいります。	措置済み
91	147ページ	○		委託業務及び指定管理業務の履行状況の確認について	<p>再開発会社への委託業務及び指定管理業務の履行状況の確認については、一義的には、当該委託業務や施設の所管課(室)が実施すべき業務である。</p> <p>この点、市からの委託業務に係る平成29年度の履行確認状況を検証した結果、再開発会社において東大阪市庁舎駐車場管理業務に関する履行確認書類が作成されておらず、管財室による履行確認が適時、適切に行われていない状況が見受けられた。</p> <p>なお、再開発会社の運営全般に関するモニタリングを担う市街地整備課としても、再開発会社が市に提出すべき履行確認書類を適時、適切に作成するよう指導することが望ましい。</p>	市街地整備課	再開発株式会社の運営指導を担う課として、委託業務の遂行に関し、平成31年4月に適切に行われるよう指導しました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
92	148 ページ	○		市街地整備課における再開発会社所有物件の把握について	市街地整備課に対して再開発会社が管理している建物に関する所有関係及び共有部分に係る保有面積等について質問したところ、十分に把握されておらず、正確な回答が得られない状況にあった。 また、平成28年度に再開発会社が所有する区分床を市へ譲渡した後、その登記簿の確認を行っていない状況であった。 再開発会社の管理保有物件に関する情報は、市街地整備課が再開発会社に対する運営指導を行うにあたり必須の情報である。したがって、今後は、毎期末及び管理保有物件に変動が生じる都度、登記簿を確認するなど、再開発会社の管理保有物件の状況を適時に把握できる体制の整備が必要である。	市街地整備課	東大阪再開発株式会社の管理保有物件に関する情報に変動があった場合は適宜登記簿等を確認、取得し、会社に対し適切な運営指導を行う資料は、常に整えなければならないことを課内で改めて平成31年4月に周知するとともに、毎年度末にも登記簿を確認することとしました。	措置済み
93	148 ページ	○		現金管理について	現金管理について、再開発会社が定める「決算会計処理基準」において、小口現金の照合を月次で行うことが定められている。 この点、総務課が管理する全社の経費支出用の小口現金について、実際の金種表を確認したところ、2ヶ月に1回程度しか照合が実施されていない状況となっていた。また、自転車駐車場の料金還付用の小口現金については、金種表自体が作成されておらず、承認手続きもない状況となっていた。 現金は盗難、横領のリスクが高いことから、早急に管理状況を改善する必要がある。	市街地整備課	現金管理について、令和元年度より自転車駐車場の料金還付用小口現金を廃止し、全社用小口現金として一括管理しており、帳簿(小口現金出納帳)と小口残高の照合を毎月実施しています。 承認手続きについては、部長・係長・担当者の三者で確認を行っていることを確認しました。	措置済み
94	148 ページ	○		相見積りに関する規定の整備について	再開発会社では、外部への業務委託及び物品購入手続きに際し、実務上は相見積りを入力し、比較検討の上決定しているとのことであるが、当該手続きは規程等において明文化されておらず、また、比較検討の内容を文書化した稟議書等も存在しないため、後日、適切に相見積りが行われたのか、確認できない状況となっていた。 重要な契約事務については、手続きを明文化するとともに、稟議書又は取締役会議事録等に記載し、意思決定の方法及び責任の所在を明確にする必要がある。	市街地整備課	建設工事等の重要な契約を締結する場合は、建設工事業者選定委員会設置要綱の規定に基づき委員会を立ち上げて対応しています。又、決裁規程には、発注金額等の承認区分が明示されており、責任の所在は明確にされております。重要な契約事務の手続きは明文化されていないため、今後手続きを明文化するよう再開発株式会社に指導いたします。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
95	149ページ		○	監査役による会計監査について	<p>監査役監査の状況を確認したところ、業務監査実施報告に係る書面は作成されているが、会計監査実施報告に係る書面が保存されていない状況であった。</p> <p>従来は会計監査人設置会社であったため、監査役監査は会計監査人監査の監査実施状況及び報告書の内容を検討し妥当と判断された。しかし、減資に伴い会計監査人設置会社ではなくなったことから、監査役監査において業務監査に加えて会計監査を実施する必要性が生じている。</p> <p>監査役が会計監査の職責を果たしたことを証明する書面を作成、保存する必要性について検討する必要がある。</p>	市街地整備課	包括外部監査での指摘以降は、顧問税理士の指導を受け、再開発株式会社において日常の会計処理等の状況確認等を実施しております。書面については過去から監査役において会計監査の内容を含む監査報告書を作成し保存しています。	措置済み
96	149ページ		○	市OBの役員就任について	<p>「人的関与のあり方について」において、「外郭団体の自立的な運営を促すためにも、必要最小限の人的関与とすること。」「人的関与を行うにあたっては、各外郭団体の抱える課題を明確化し、その課題に対応できる最適な方法・人材であること。」と明記されていることから、再開発会社における市OBの関与については当該方針に従って適切に配置し、明確に説明ができるよう留意する必要がある。</p> <p>当面は、中長期経営計画を策定し、これを着実に履行するとともに、「ヴェル・ノール布施」を拠点とした布施駅前の活性化のために市OBの知見を求めるとしても、将来的には、プロパー職員の役員登用が可能となるよう、再開発会社において、計画的かつ着実に人材を育成する必要がある。</p>	市街地整備課	<p>当該団体はそれぞれに課題を抱えた2つの株式会社が合併してできた団体であるため、当分の間は課題解決のため市の人的関与が必要であると考えています。</p> <p>しかしながら、会社の将来の体制については包括外部監査の指摘のとおり、プロパー職員の役員登用も視野入れて人材の確保育成を考えなければなりません。今後は再開発株式会社の財政状況を注視しつつ、その体制確保については、プロパー社員の採用、育成を検討するよう再開発会社に求めています。</p>	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
97	149ページ		○	布施駅北口地下自転車駐車場の稼働向上に向けた検討について	<p>自転車駐車場の指定管理には、利用料金制が導入されていることもあり、引き続き、再開発会社において主体的に改善策を検討することが求められるが、市と連携しながら、施設の有効利用を図ることも検討すべきである。</p> <p>布施駅北口地下自転車駐車を撤去自転車の保管場所の一つとして有効利用することで、放置自転車の撤去後、遠隔地にある保管場所まで運搬することなく、効率的に布施駅周辺の放置自転車の撤去回数を増やすことが可能となる。また、その結果、放置自転車の削減及び布施駅北口地下自転車駐車場の利用の促進につながることも考えられる。</p> <p>上記は一つの例示であり、実現には課題があることも想定されるが、市と再開発会社が連携して布施駅北口地下自転車駐車場の有効な利用方法を検討する必要がある。</p>	市街地整備課	<p>自転車駐車場の指定管理については、利用者サービスの向上と業務の効率化等を図るため、機械式設備を順次導入しております。併せて、柔軟な料金設定等も検討しており、利用率向上に向けて取り組んでおります。</p> <p>布施駅北口地下自転車駐車場についても機械式設備を導入することで開場時間を延長させるなど利用しやすい環境整備に努めております。また、余剰スペースについては、ご提案の保管所としての活用やヴェル・ノール布施西側の放置自転車対策も含め方向性を示してまいります。</p>	措置予定
98	150ページ		○	経営健全化方針の着実な履行について	<p>過年度の包括外部監査における意見の趣旨も踏まえ、市による支援が必要最小限のものとなるよう、市と再開発会社は十分に連携を図り、経営健全化方針に基づく取組みを着実に実行する必要がある。</p> <p>総務省は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定に係る留意事項について」(以下「事務連絡」という。)を発出している。再開発会社の経営健全化方針の策定にあたっては留意する必要があると考える。</p> <p>市が策定する経営健全化方針を踏まえて再開発会社が策定する中長期経営計画の進捗状況に関する評価・検証については、市が引き続き関与し、適時、適切に指導を実施することで、経営健全化方針の着実な履行を図り、再開発会社の早期の財政安定化を図る必要がある。</p>	市街地整備課	<p>平成31年3月に策定された東大阪再開発株式会社経営健全化方針に基づき、令和元年12月に東大阪再開発株式会社中期経営計画が策定されました。今後は計画通りに会社経営されているかモニタリングを強化し、会社の経営健全化を推進することにより、早期の財政安定化を図ってまいります。</p>	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
99	158 ページ		○	補助金に係るガイドライン又は要綱の作成について	<p>現状では市全体における補助金交付やシルバー人材センターに対する補助事業に係る拠るべき基準がない中で、運用により、事務手続きが行われている状況にある。</p> <p>シルバー人材センターを所管する労働雇用政策室においても、こうした補助金に係るガイドライン又は要綱の作成について検討する必要がある。特に、シルバー人材センターへの補助金は運営費補助金である。運営費補助を縮小し、事業費補助に転換する地方公共団体がある中で、補助対象経費の範囲の決定に係る意思決定はより厳密な取扱いが必要と考えられる。このため、ガイドライン又は要綱に織込む内容について、他都市の状況を踏まえて十分な検討をすることが望まれる。</p>	労働雇用政策室	<p>シルバー人材センターの補助金については、平成30年度から令和2年度の3か年計画で段階的に見直しを行ってまいりました。令和2年度をもって見直しの計画期間が終了することから、令和3年度以降の補助金交付にかかる要綱等につきまして、シルバー人材センター及び市行財政改革室、財政課等との協議を行いながら、制定してまいります。なお、補助対象経費や補助率等は、今後も他市の状況やシルバーの運営状況を見ながら、随時見直しを行ってまいります。</p>	措置予定
100	158 ページ		○	補助対象経費等に係る根拠資料及び協議時の議事録の整備について	<p>シルバー人材センターに対する補助金に係る補助対象経費や補助率の設定についての根拠資料を所定の決裁手続きを経て、適切に作成、保存し、説明責任を果たす必要がある。</p> <p>一方、補助金の削減が見込まれるのであれば、シルバー人材センターとしては、発注者から受け取る事務費率の見直しなどの対策を講じる必要がある。</p> <p>市とシルバー人材センターで協議を行った場合には、必ず議事録の作成を行い、両者で協議内容を共有しておく必要がある。なお、協議は補助金に関することに限らず、シルバー人材センターの将来計画に関する事項なども想定されるが、その場合の議事録の作成、協議内容の共有についても同様である。</p>	労働雇用政策室	<p>シルバー人材センターの補助対象経費や補助率については、今後要綱等で定める予定であり、決裁手続きを経て、適切に作成、保存してまいります。また、平成30年度から令和元年度にかけて、シルバー人材センターと空き家対策、職員採用、給与改定、規程の改正等に関連して協議を実施しており、議事要旨を作成し協議内容を共有しております。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
101	160 ページ		○	補助金の履行確認に係る記録について	<p>実績報告書等の審査に関して、審査担当者や各項目の具体的な審査方法について質問したところ、平成27年度から29年度の3年間に限っても、審査の過程を記録した正式な文書はないとのことであった。</p> <p>精算書や事業報告書の各項目をどのように審査したのか、具体的な内容を記録した文書がないため、実績報告書等の審査に関して説明責任を果たすことが難しいと考える。</p> <p>事業報告書や精算書の各項目に関する具体的な審査方法や審査担当者について文書化することにより、実績報告に対する審査の内容を事後的にも検証することが可能になると考える。</p> <p>また、精算書の各項目とシルバー人材センターの会計記録の整合性を検証することで、補助金に係る金額の妥当性を確認することもできる。本件で言えば、人件費が補助対象になるので、実績報告書の決算額の個人別内訳について給与明細や源泉徴収簿などと突合したり、合計額をシルバー人材センターの総勘定元帳や試算表の金額と突合したりすることなども考えられる。</p>	労働雇用政策室	<p>実績報告書の審査にあたり、審査項目や審査内容等を記載したチェックリストを作成してまいります。併せて、審査に必要な提出書類についても、シルバー人材センターと調整しながら決定してまいります。</p>	措置予定
102	161 ページ		○	補助金の執行に係る現地調査の活用について	<p>電話等で補助金の申請、請求、精算時の連絡など、シルバー人材センターと補助金に関する連絡・調整・協議等を行うことはあっても、同条に基づくシルバー人材センターへの状況報告の聴取又は現地調査については、これまで実施した実績はないとのことである。</p> <p>労働雇用政策室とシルバー人材センターが密なコミュニケーションを取る機会を積極的に持つ効用もあると考えられることから、定期的な状況報告の聴取又は現地調査の検討を行うことが求められる。</p>	労働雇用政策室	<p>状況報告や現地調査の手法、回数、実施時期、内容等につきまして、シルバー人材センターと協議を行い、令和3年度より実施してまいります。</p>	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
103	161 ページ	○		委託契約に係る履行確認の方法について	<p>子どもすこやか部保育室において、委託業務の履行確認において、必要な書類が整備されていないものが見受けられた。</p> <p>東大阪市立保育所等11施設営繕業務については、保育室において、シルバー人材センターとも協議して、具体的な作業内容を指示するための指示書や当該業務の日々の実施状況を確認する業務日報を作成した上で確認を行うなど、履行確認に係る業務フローを整備する必要がある。</p> <p>また、東大阪市立保育所等10施設植木剪定業務については、保育室はシルバー人材センターから確実に履行確認書の交付を受け、適切に保管しておく必要がある。</p>	保育課	<p>東大阪市立保育所等施設営繕業務については、当該業務の日々の実施状況を確認する業務日報を作成しました。</p> <p>東大阪市立保育所等10施設植木剪定業務については、シルバー人材センターから履行確認書の交付を受けました。</p>	措置済み
104	163 ページ	○		シルバー人材センター運営補助事業に係る評価指標の設定について	<p>シルバー人材センターに対する補助金のあり方、補助金の範囲や金額を決定する際には、シルバー人材センター運営補助事業を客観的に評価し、その結果を反映させることが施策目的との適合性を見る上でも重要と考える。</p> <p>なお、評価指標についてはすでにシルバー人材センターの実績報告書に各種の数値が示されている。こうした数値を基礎に、シルバー人材センターの会員登録数、会員の就業率や業務の受注件数など、シルバー人材センターの経営努力を引き出す成果指標としての数値目標を協議することが考えられる。</p> <p>こうしたことについて、補助金ガイドラインなどに盛り込み、補助金の効果検証などの方針や具体的な検証方法について規定することが求められる。</p>	労働雇用政策室	<p>シルバー人材センターの補助金交付の仕組みに、一定の成果指標を盛り込むことは、シルバー人材センターの経営努力を引き出すうえで効果的であると考えられることから、シルバー人材センターの公益社団法人としての位置づけも考慮しながら、シルバー人材センター及び関係所属と協議しつつ実現可能性について検討してまいります。</p>	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
105	171 ページ		○	委託契約の履行確認に係る記録について	<p>業務完了報告書の各項目の確認方法等について、明確な回答を得ることができなかった。</p> <p>これは、企画室がツーリズム振興機構に委託する際に、その実施状況についての文書化もされていなかったことによるものである。この点、平成26年度の包括外部監査においても、履行確認の文書化が指摘されているところである。措置状況として個別対応はされているようであるが、それが全庁的に実施されていないことになる。</p> <p>今後は、履行確認のチェックリストを作成するなどして、委託契約の履行確認に係る文書化と承認手続きを適切に実施し、事後的にも履行確認の実施内容を検証できるようにする必要がある。</p> <p>なお、現状ではツーリズム振興機構への委託は再委託されることが多いため、ツーリズム振興機構と一体的に履行確認を実施することが効果的である。</p>	国際観光室	<p>企画室からツーリズム振興機構へ委託する業務仕様書等に基づき、業務一覧を作成し、再委託の有無、また再委託があった場合には機構によるチェックリストに基づく確認が行われているか、また実施した事業の履行について適正な方法で実施されたか、について確認を実施しています。</p>	措置済み
106	171 ページ		○	再委託に係る履行確認について	<p>ツーリズム振興機構は再委託先の業務について、仕様に基づき適切に履行確認することにより業務内容を把握することが求められる。</p> <p>フラッグシップモデル事業や東大阪市市制50周年記念イベント開催業務においては、再委託先から事業完了報告書などを入手しているものの、仕様書どおりに事業が完了されたかについて、確認担当者の検収印など確認担当者が検収行為を実施したことを示す証拠が残されていなかった。また、他の事業でも同様の状況であった。</p> <p>このような再委託先の履行確認については、市と連携して一体的に実施することが効果的と考える。</p>	国際観光室	<p>事業完了時の検収行為がされていなかったこと及びチェックリストなどを作成し、履行確認の文書化をするとの、ご指摘につきまして、事業完了報告書に検収欄を設けた機構の作成した様式の事業完了報告書を再委託業者より提出させ、その書類で検収行為が完結するようにしました。</p> <p>チェックリストにつきましては、平成30年度より契約行為から支払いまでの一連の事務処理及び、契約に基づく成果品の提出項目がチェックできるリストを契約ごとに作成し、事務処理等の漏れの防止と進捗管理ができるようにリストを作成しています。</p> <p>また、市はとツーリズム振興機構において作成したチェックリストと連動的に履行確認を行うことにより、適切な事業実施の把握を行っています。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
107	172 ページ	○		委託料の執行に係る承認手続きについて	<p>平成29年度の委託契約の支払い状況を確認したところ、領収書はあるものの支払起案がされていない取引が多数存在し、かつ、すべての取引について会計伝票が起票されていなかった。</p> <p>平成30年度は会計伝票を起票しているとのことであるが、平成30年度に入って、平成29年度中のすべての取引について、証憑類と照合し、問題のないことを確認しているが、本来、取引の都度、承認の手続きを実施する必要があることは言うまでもない。</p> <p>平成29年度はツーリズム振興機構の人員体制が整わなかったことが要因の一つである。このため、市から受領した委託料を充当する経費の執行及び会計処理について、今後、速やかに適切な承認手続きが可能となる人員体制の整備が必要である。</p>	国際観光室	<p>支払い起案がされていない取引が多く、会計伝票の作成をしないまま領収書等の証憑類から直接入力を行い承認手続きもされていないとのこと指摘につきましては、平成30年度から、支払起案を作成し伝票を起票しシステム入力を行うとともに、支出起案については専決決裁権者により決裁を受け、伝票については局長決裁を行っています。また、支払時には局長の承認を行う手続きとし、内部牽制を行っています。</p>	措置済み
108	173 ページ	○		自立化に向けた組織体制の整備と市の支援方針について	<p>ツーリズム振興機構は今後、できるだけ早期の自立化に向け、自前で業務が実施できるよう、組織体制を強化する必要がある。その上で、市からの支援については、外部から見ても合理的と認められる期間を設定し、その期間内で実施することが求められる。</p> <p>なお、その期間は、地方創生推進交付金が5年間の期間限定のものであり、市はその財源を基礎にツーリズム振興機構に委託することを予定していることから、平成32(2020)年度までが一定の目安になると考えられる。</p> <p>したがって、地方創生推進交付金の財源が確保されている間に、早期のその具体化を図るとともに、ツーリズム振興機構に自立的な法人運営を実現するように指導する必要がある。</p>	国際観光室	<p>組織体制の整備につきましては、令和元年度に常務理事を任命し業務の意思決定の迅速化をはかり、観光に精通した専門職員を配置するなどして、事務事業の将来に向けての検討及び現事業の更なるブラッシュアップを行うなど、組織体制の強化充実に努め、自立化への施策を検討しています。</p> <p>また、市からツーリズム振興機構への支援については、地方創生推進交付金の計画期間である令和2(2020)年度を一区切りとしますが、2025年の大阪・関西万博を見据え、地域における経済効果を確実に生み出していくことを前提に、自立化は進めつつ、一定の財政的支援は必要と考えます。</p> <p>今後策定予定のツーリズム振興機構の中長期計画及び市の観光振興計画に基づき、外部の有識者等に意見も求めながら必要な支援の内容を検討していきます。</p>	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置の内容(令和2年2月末現在)

※担当課は組織改正後の所属

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容(令和2年2月末)	措置の状況(令和2年2月末)
109	174 ページ		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた中期計画の策定について	<p>ツーリズム振興機構の中間支援機能の発揮と自立化を推進するためには、平成32(2020)年度までに市及びツーリズム振興機構において、それぞれが5年間程度の中期計画及び収支計画を策定し、具体的な行動計画を踏まえた施策の実施状況について、自らの自己点検評価と外部の有識者などが検証する仕組みの整備と運用が必要と考える。</p> <p>市はツーリズム振興機構が速やかに法人体制の立て直しを図ることが急務であり、ツーリズム振興機構の自立化に向けた収益事業化を進める取組みに対して、広報など後方支援をすることが求められる。</p> <p>これにより、市とツーリズム振興機構はそれぞれの役割分担の中で責任の所在を明らかにした上で、中期計画の策定とPDCAサイクルの実行を仕組みとして整備する必要がある。</p>	国際観光室	<p>ツーリズム振興機構では、令和2年度上期に中長期計画等を策定し、機構内部で代表理事等が事業の進捗等を管理し、PDCAサイクルを回せるよう自己点検評価を内包化するとともに、外部の有識者などの意見を聴取し、反映するスキームの構築を検討していきます。</p> <p>また、ツーリズム振興機構はそれまでは非常勤の代表理事が組織の意思決定を行っていましたが、令和元年度中に常勤の常務理事を起用することで意思決定の迅速化を行うとともに、他地域のDMOでマーケティング業務の経験者や地域活性化のプロモーション経験者を職員として採用することで組織体制の強化を行いました。</p> <p>今後は、旅行業登録を進め、地域の観光体験プログラムを組み込んだツアー等を企画実施することで収益事業化を図り、市は市政だよりや庁内の各部署と連携し、積極的にそれら事業の広報を行い、後方支援を行っていきます。</p>	措置予定
110	175 ページ		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた地域の関係者との連携について	<p>「モノづくり観光」を推進する一般社団法人大阪モノづくり観光推進協会は、ツーリズム振興機構にはない大人数の受入れに関してノウハウを持っており、連携することにより双方の持ち味を活かした相乗効果が期待できる。</p> <p>また、ツーリズム振興機構へ出えんをしている東大阪商工会議所は傘下に数千事業所の会員を有しており、会員にメリットが出るような参画を呼び掛けてもらうなどの工夫をすることにより、会員と一体となったまちづくりを進めることが期待できる。</p> <p>市の観光事業の活性化に向けて多様な地域関係者と連携することにより、効果的な活動を推進することが可能となる。そのためには、市民や地域の事業者を巻き込んだ実務的な協働のための協議会を作ることを検討するとともに、必要に応じて地域の事業者とアライアンスを組むなどのネットワークを強化することが求められる。そうした対応を着実に進めることがツーリズム振興機構の自立化にもつながるものと考えられる。</p>	国際観光室	<p>現在、一般社団法人大阪モノづくり観光推進協会に事業を一部委託する等で連携を取っているところであり、また先述の協会及び東大阪商工会議所等が参加する推進協議会を定期的に開催することにより、新たな観光まちづくり事業を推進するにあたり意見交換を行っているところです。</p> <p>今後は、市民や地域の事業者をより巻き込んだ展開を図るために、推進協議会の参加者及び会議内容等を改め、より具体的な形で機構として求められるものを汲み取りながら、それらを協議会参加者等で連携して取り組めないか、ワンストップで解決できるようスキーム化を検討してまいります。</p>	措置予定